

令和 2 年度 認証評価

飯田女子短期大学 自己点検・評価報告書

令和 2 年 7 月

目次

[様式 1～8] 自己点検・評価報告書	1
自己点検・評価報告書	3
1. 自己点検・評価の基礎資料	4
2. 自己点検・評価の組織と活動	18
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	20
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	20
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	26
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	34
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	41
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	41
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	59
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	72
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	72
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	79
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	82
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	84
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	91
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]	91
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	94
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	98
【資料】	
[様式 9] 提出資料一覧	
[様式 10] 備付資料一覧	
[様式 11～17] 基礎データ	

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、飯田女子短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 2 年 7 月 29 日

理事長

高松 彰充

学長

高松 彰充

ALO

新海 シズ

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

学校法人高松学園は、真宗大谷派善勝寺高松了秀住職の「新しい時代にふさわしい教養豊かな女性を、伝統の念仏の心をもとに育てたい」という願いから、昭和 33 年に設立され、翌 34 年飯田女子高等学校が誕生した。昭和 42 年には、伊那谷初の女子高等教育の場、飯田女子短期大学を生み出し、さらに 100 年の伝統を持つ幼児教育の名門慈光幼稚園を併合し、幼児教育から高等教育まで含む総合学園に成長した。昭和 60 年、伊那市にあった信州学園伊那女子高等学校が伊那西高等学校として経営移管され上伊那の女子教育の一端も担うこととなり、名実ともに伊那谷の心の学園として発展した。

飯田女子短期大学は、当初、家政科と保育科の 2 学科で開学したが、漸次、学科内の専攻、定員を拡大し、平成 8 年には看護学科を開設し 3 学科を擁する短期大学となった。その後、社会情勢の変化や高校生の志望動向を鑑み、学科内の改編を行い現在の構成となっている。

<学校法人の沿革>

大正 3 年 4 月	慈光幼稚園開園
昭和 33 年 10 月	学校法人高松学園設置の認可を受けた 初代理事長 高松了秀
昭和 33 年 10 月	飯田女子高等学校設置の認可を受けた
昭和 34 年 4 月	飯田女子高等学校開校
昭和 41 年 8 月	慈光幼稚園を学校法人高松学園に編入の認可を受けた
昭和 42 年 1 月	学校法人高松学園の寄附行為変更並びに飯田女子短期大学設置の認可を受けた
昭和 42 年 4 月	飯田女子短期大学開学
昭和 60 年 3 月	学校法人信州学園経営の伊那女子高等学校を設置者変更のための寄附行為変更について認可を受けた
昭和 60 年 4 月	伊那女子高等学校を伊那西高等学校と名称を変更し開校
平成 3 年 3 月	学校法人高松学園理事長に高松信英が就任
平成 20 年 4 月	慈光幼稚園が長野県知事より認可を受け「認定こども園」に転換、児童福祉施設「慈光めぐみ保育園」を開設
平成 25 年 4 月	学校法人高松学園理事長に高松彰充が就任
平成 27 年 4 月	認定こども園慈光幼稚園は新認定こども園法施行により、幼保連携型認定こども園に移行。これに合わせて慈光めぐみ保育園は廃止
平成 29 年 4 月	飯田女子高等学校通信制普通科開設

<短期大学の沿革>

昭和 42 年 4 月	飯田女子短期大学開学 (家政科入学定員 100 名・保育科入学定員 50 名) 中学校教諭(家庭)及び保母・幼稚園教諭(保育)の養成課程として認可を受けた
昭和 43 年 4 月	家政科を家政専攻(入学定員 50 名)と食物栄養専攻(入学定員 50 名)とに分離し、食物栄養専攻は栄養士養成課程として認可を受けた
昭和 44 年 4 月	家政科家政専攻の入学定員を 100 名に変更 中学校教諭(家庭・保健)及び養護教諭養成課程として認可を受けた
昭和 47 年 4 月	家政科を家政学科に保育科を幼児教育学科に名称変更
昭和 51 年 4 月	幼児教育学科の入学定員を 100 名に変更
昭和 59 年 4 月	幼児教育学科に幼児教育コースと社会福祉コースを設定
平成 8 年 4 月	看護学科開設(入学定員 60 名・3 年制)
平成 9 年 4 月	家政学科家政専攻に生活デザインコースと健康生活コースを設定
平成 11 年 4 月	専攻科地域看護学専攻(入学定員 15 名)・助産学専攻(入学定員 5 名)を開設
平成 12 年 3 月	家政学科家政専攻を家政専攻(入学定員 60 名)と生活福祉専攻(入学定員 40 名)に分離し、生活福祉専攻は介護福祉士養成課程として認可を受けた
平成 12 年 4 月	家政学科家政専攻において中学校教諭(家庭・保健)養成課程を廃止し、新たに養護教諭養成課程とした 家政専攻健康生活コースを保健養護コースに名称変更 幼児教育学科社会福祉コースを福祉心理コースに名称変更
平成 13 年 4 月	専攻科福祉専攻(入学定員 20 名)を開設
平成 15 年 4 月	専攻科地域看護学専攻及び助産学専攻が独立行政法人大学評価・学位授与機構の専攻科としての認定を受けた
平成 15 年 4 月	地域の多様なニーズに対応するため生涯学習センターを設置
平成 17 年 3 月	家政学科食物栄養専攻が栄養教諭養成課程として認定された
平成 17 年 4 月	家政学科家政専攻生活デザインコースを生活造形コースに名称変更
平成 18 年 3 月	私立学校法の改正に伴い、寄付行為を変更、文部科学大臣の認可を得た
平成 20 年 4 月	文部科学省と独立行政法人大学評価・学位授与機構の認可を受けた 専攻科養護教育専攻(入学定員 10 名 修業年限 2 年)を開設 取得可能資格 養護教諭一種免許状

平成 21 年 4 月	文部科学省と独立行政法人大学評価・学位授与機構の認可を受けた 専攻科幼児教育専攻（入学定員 10 名 修業年限 2 年）を開設 取得可能資格 幼稚園教諭一種免許状
平成 21 年 4 月	家政学科家政専攻の入学定員を 60 名から 40 名に 幼児教育学科の入学定員を 100 名から 80 名に変更
平成 22 年 7 月	キャンパス内の地域響流館に地域子育て支援の場「わいわい ひろば」を開設
平成 25 年 3 月	幼児教育学科の 2 コース（幼児教育コースと福祉心理コース） を統合
平成 26 年 3 月	専攻科福祉専攻を廃止
平成 28 年 4 月	家政学科家政専攻の 2 コース（生活造形コースと保健養護コ ース）を統合
平成 29 年 4 月	飯田女子短期大学介護福祉士実務者学校開設
平成 31 年 3 月	専攻科幼児教育専攻を廃止

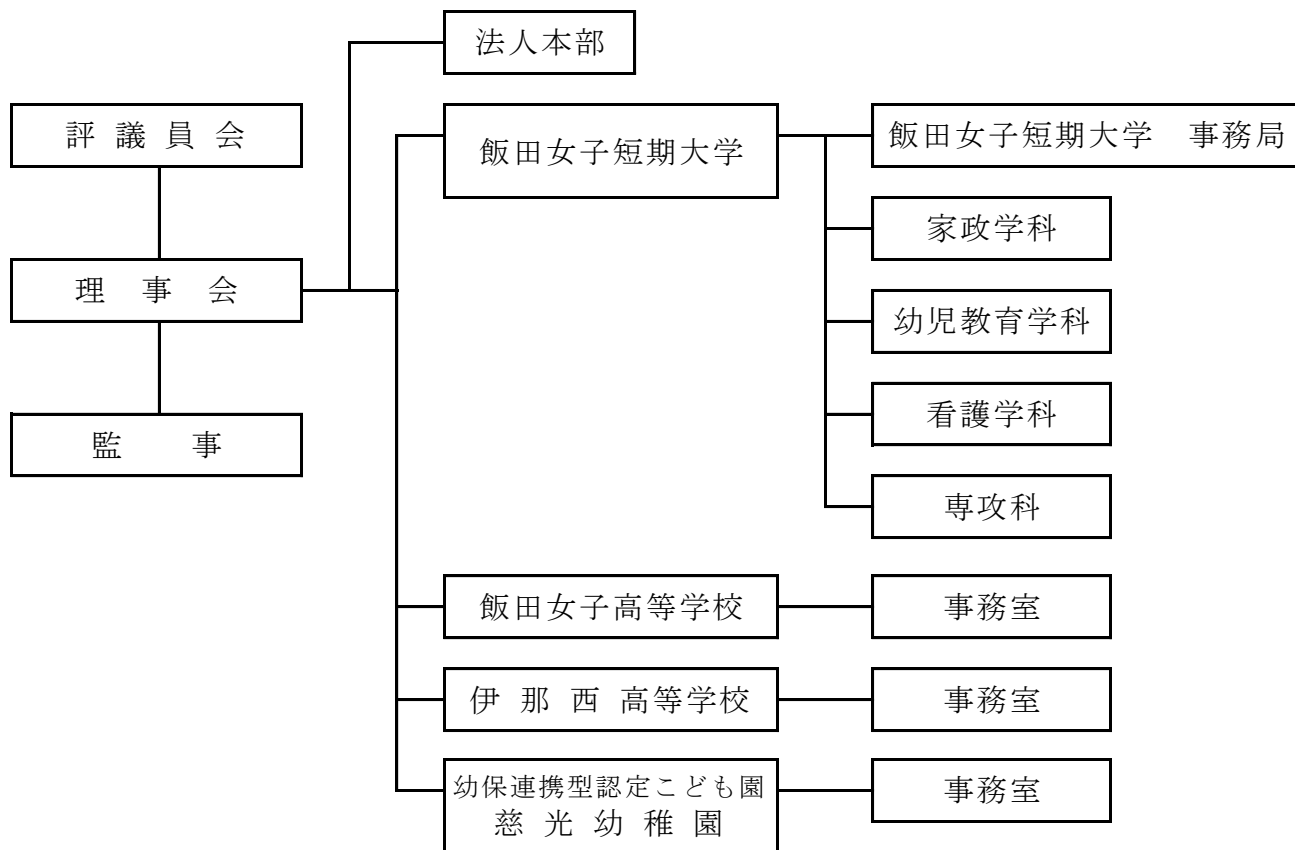
(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び
在籍者数
- 令和 2（2020）年 5 月 1 日現在

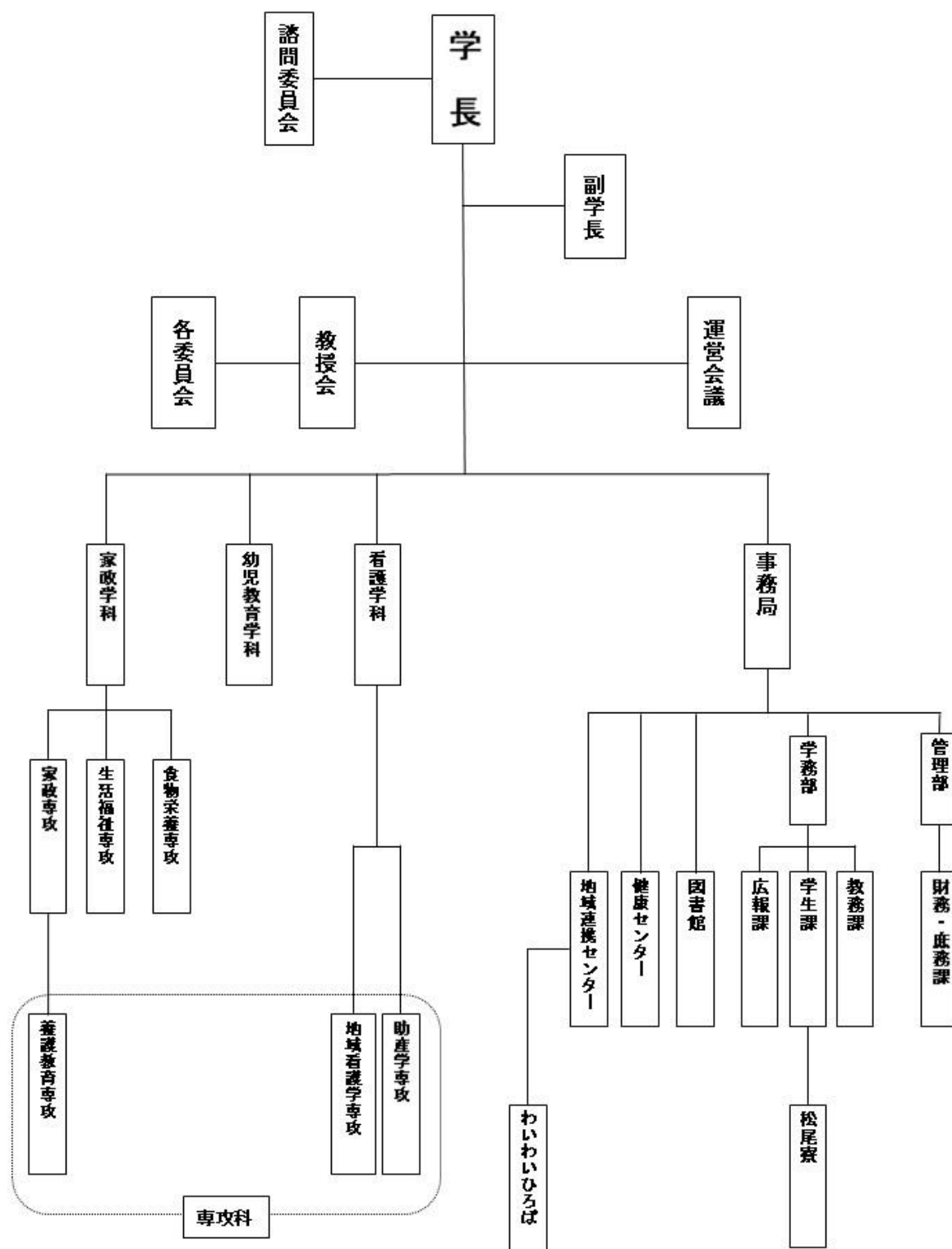
教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
飯田女子短期大学	長野県飯田市松尾代田 610	270	600	482
飯田女子高等学校 全日制普通科	長野県飯田市上郷飯沼 3135-3	220	750	543
飯田女子高等学校 通信制普通科	長野県飯田市上郷飯沼 3135-3	—	240	58
伊那西高等学校	長野県伊那市西春近 4851	175	540	411
幼保連携型認定 こども園慈光幼稚園	長野県飯田市伝馬町 2-31	—	180	201

(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図【学校法人】
- 令和2（2020）年5月1日現在



- 組織図【短期大学】
- 令和2（2020）年5月1日現在



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

出典：飯田市総務文書課 市勢の概要 2018(平成30年度版)

※「現市域」とは、現在の飯田市の行政区域に組み替えた数値である。

年次	面積(km ²)	世帯数	人口(人)			人口総数の 増加指数 (%)	一世帯当たり 人口(人)	人口密 度 (/km ²)	現市域からみた	
			総数	男	女				人口	増加指数
平成26年	658.66	38,276	102,446	48,868	53,578	418.3	2.7	155.5	102,446	113.1
平成27年	658.66	37,694	101,581	48,443	53,138	414.8	2.7	154.2	101,581	112.2
平成28年	658.66	37,858	100,957	48,211	52,746	412.2	2.7	153.3	100,957	111.5
平成29年	658.66	37,958	100,077	47,817	52,260	408.6	2.6	151.9	100,077	110.5
平成30年	658.66	38,016	99,157	47,470	51,687	404.9	2.6	150.5	99,157	109.5

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

地域	平成27年度 (2015)		平成28年度 (2016)		平成29年度 (2017)		平成30年度 (2018)		令和元年度 (2019)	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
長野県南信 (飯田下伊那)	123	51.7	118	50.9	126	50.6	118	50.2	125	54.8
長野県南信 (飯田下伊那除く)	48	20.2	42	18.1	44	17.7	45	19.1	39	17.1
長野県中信	31	13.0	29	12.5	36	14.5	36	15.3	26	11.4
長野県北信	11	4.6	18	7.8	12	4.8	15	6.4	11	4.8
長野県東信	6	2.5	10	4.3	8	3.2	7	3.0	9	3.9
新潟・北陸	5	2.1	2	0.9	8	3.2	2	0.9	3	1.3
中部・東海	3	1.3	5	2.2	4	1.6	7	3.0	10	4.4
関東	7	2.9	4	1.7	8	3.2	5	2.1	1	0.5
東北	1	0.4	1	0.4	1	0.4	0	0.0	0	0.0
関西	0	0.0	0	0.0	1	0.4	0	0.0	0	0.0
中国・四国・九州	2	0.8	1	0.4	0	0.0	0	0.0	3	1.3
北海道	1	0.4	2	0.9	1	0.4	0	0.0	1	0.5
合計	238	100.0	232	100.0	249	100.0	235	100.0	228	100.0

■ 地域社会のニーズ

本学は飯田下伊那地域唯一の高等教育機関であり、教員は飯田市をはじめとする市町村の教育、福祉、健康医療に関する多くの委員会の委員をつとめ、地域の活性化について積極的な提言を行っている。行政との取り組みとして他に、飯田市長から委嘱を受けた学生の「いいレポ」メンバーとして飯田市の広報的役割、高森町長から任命を受けた「わかもの☆特命係」が町のボランティア活動に参加している。加えて、飯田市、泰阜村、高森町との連携協定を結んで、様々な側面で連携・協力体制を図っている。

大学間連携として、飯田市が様々な大学研究者や学生の集う街として取り組んでいる「学輪 IIDA」の大学連携会議への参加、三河・遠州・南信州の産官学の県境連携「三遠南信サミット」へ南信州代表として参加、南信州のアグリーノベーション活動への参加など、地域のシンクタンクの役割を果たすとともに、地域の活性化の一端を担っている。

高大連携として、近隣高校運動部の生徒への栄養サポート、本学学生と高校生の音楽活動の成果発表の場を設けて地域活性化につなげる活動を行っている。

また、地域連携センターを置く地域響流館は、令和元年度実績で公開講座（計 29 講座）及び出前講座（計 21 講座）、介護関係技術講習、親子の集いの場としての地域子育て支援「わいわいひろば」などを開催・運営し、地域のニーズに応じて地域の向上、安定に資する取り組みを実施している。

■ 地域社会の産業の状況

本学が位置する飯田市は人口が約 10 万人、日本の中央にある長野県の最南端、伊那谷における中核都市である。東に南アルプスと伊那山脈、西に中央アルプスが聳え、山すそには扇状地と河岸段丘が広がり、豊かな自然とすぐれた景観、四季の変化に富んだ暮らしやすい気候に恵まれている。飯田市は、焼き肉の街、りんご並木のある街、民族文化の息づく街、人形劇の街として知られている。

古くから小京都といわれた市街地の大半を、昭和 22 年の大火により焼失したが、その後の都市計画に基づく整然とした緑の街路は、全国に誇るまでに生まれ変わった。

飯田市を代表する産業に「水引」があり、水引細工は全国生産量の 70%のシェアを誇っている。

伊那谷ならではの味覚として、半生菓子・凍豆腐・漬物・五平餅等が有名であり、農産物の南北限といわれるこの地域は、りんご・梨・柿・梅等、様々な果樹が栽培され、観光客が多数訪れている。

工業においても先端技術を導入した精密機械・電子・工学といった分野の産業が盛んになりつつある。

中央高速自動車道飯田インターチェンジから国道 153 号線（通称アップルロード）沿いに車で 5 分、JR 飯田線伊那八幡駅から徒歩 15 分の距離に本学は位置し、この地域は現在飯田市で最も発展を続けている地域の一つである。

(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。(基準別評価票における指摘への対応は任意)

<p>(a) 改善を要する事項 (向上・充実のための課題)</p>
<p>1. (1) 卒業生の就職先への調査と卒業後評価の計画と実施。 (2) 卒業生アンケートのデータ量が少なく、活用ができていない。 2. 短期大学部門及び法人全体の人件費比率の改善 3. 看護学科の休・退学率の改善 4. 幼児教育学科の入学定員充足率の改善 定員 80 名に対して近年の充足率は 60～82%と低迷している 5. 専攻科の見直し等を含めた中・長期計画策定の検討</p>
<p>(b) 対策</p>
<p>1. (1) 卒業生の就職先への調査については、平成 25 年 9 月「卒業後評価実施手引き」を学生委員会が作成し、平成 26 年から 5 年計画で「卒業後評価アンケート」を実施し、5 年で 100 件の回収を目指すこととした。アンケートの質問項目は、「学校としての質問」を学長が作成し、「学科・専攻としての質問」をそれぞれに検討し作成して、学生の就職先へ郵送・回収した。令和元年度は、5 年分の結果を基に各学科・専攻としての総括を実施し、報告書の作成を行った。また、アンケート結果を見直し、新質問紙の作成を行った。 (2) 教務委員会・SD委員会が年 1 回全学生を対象として実施する「キャンパスライフに対するアンケート」結果から卒業年次生データを抽出し、集計することとした。主に、サポート体制、入学した時点と比べた能力や知識の変化、教育施設・設備・教育内容・学生生活への満足度について把握することができる。 2. 短期大学部門では、人件費率の高さは財務状況を圧迫する大きな原因となっている事を全教職員に共通認識として持てるよう情報提供を行ってきた。また、平成 30 年度からは、教員採用にあたり該当学科だけでなく、他学科及び法人本部が採用に参画し、採用者面接や必要人数の精査を行う体制とした。法人全体も、役員会などで人件費率の高いことが共通認識され、採用する際、非常勤講師に切り替え人件費を抑制している。 3. 前回の指摘を受ける以前から、休学・退学者に対しては、クラスアドバイザー、ゼミ担当者、教務委員、学科長が中心となって面談を複数回実施し、学科会でも報告して教員間で共有をしてきた。前回の指摘以降、これまでの対応に加えて、学生が休学・退学を考える前の状態、つまり学力不振や精神的不安定、進路への</p>

迷い等が見られた際には、クラスアドバイザー等がまず面談をして学生（必要時には家族も）としっかり話し合い、その経過を記録「事由書」として残して原因の客観的な把握と教員間の連携に努めた（一人に対して複数回ということもある）。加えて、休学や退学という道を簡単に決定しないように、個別的な学習支援や生活支援、家族への相談・協力、必要時には適した専門家へつなぐなどした（受診など）。留年となった際には、聴講を進めるなどして自分のペースで学業を継続し「看護師になりたい」願いを達成できるように働きかけ、進級できるように学業的にも精神的にも支援した。「看護の道」以外を考える学生に対しては、他学科や専攻への転科のための情報提供や相談、手続き等を丁寧に実施した。

4. 18歳人口の減少とともに県下の養成校の増加に伴い充足率が低迷している。具体的な改善策としては取得可能な資格・免許の新設、カリキュラムの充実と独自性を強調して広報活動に努めた。しかし少子化の影響を無視することはできず、近年の学生数の推移からも、定員数の見直しが現実的であると結論づけ、1年後の実施に向けて議論を重ねている。

昨年より導入した長期人材育成制度を利用して入学する学生も急増している。また地域のニーズに応え、全学的に男子学生を募集することについての具体的な話し合いも行われ、ここでも入学者の微増が期待できる。

5. 専攻科の見直し等を含めた中長期計画は、2019年から2023年の5年間の計画として策定された。

(c) 成果

1. (1) 就職先から回収された「卒業後評価アンケート」は、毎年それぞれの学科・専攻で結果を基に教育内容等の検討を重ね、学習成果獲得の評価に活かすことができた。全学共通の質問項目「卒業生は地域貢献ができてきているのか」という点については、概ね「できています」という結果が出ている。
- (2) 「キャンパスライフに対するアンケート」は回収率が高く、卒業年次生の大半から回答を得ることができている。また、サポート体制、入学した時点と比べた能力や知識の変化、教育施設・設備・教育内容・学生生活への満足度等について可視化することができ、本学の教育研究活動等の現状を把握することができており、活用につなげている。
2. 短期大学の採用は、退職者が出ると同人数を採用していたが、採用がより慎重に行われるようになり、平成27年度は常勤の教員が61名、職員19名であったところを、令和元年度は教員58名、職員18名と人数を減らすことができた。しかし、短期大学は学生数の減少による納付金収入が減少し、割合として人件費率は大きな改善に至っていない。法人全体でも、平成27年度は常勤の教員が154名、職員30名であったが、令和元年度は教員149名、職員29名と人数の増加を抑える事ができた。

3. 休・退学率は年度毎に波があり改善したとは言い難いが休学から退学へ至らないように関わっている。留年したとしても、自分のペースで聴講をしながら単位取得に向けて努力した結果、力をつけて卒業し希望の病院に就職している。その後も順調に勤務している様子を就職先から聞いたり、本人からも「留年したことでしっかり学ぶことができた」等の声を聞いたりすることがあった。「看護の道」以外に進んだ学生も、「転科先で頑張っている」「無事に卒業した」という教員からの声が聞かれている。
4. 定員数の見直しは理事会でも承認され令和 3 年度よりの実施を目指す。資格免許の取得状況を見ると、本学独自の資格の取得率が高く、学生募集においてその効果を感じることができている。長期人材育成制度の運用は、保育者不足の現状にも即し、正規採用を目指す社会人の雇用問題といった社会ニーズにも応えるものとして令和 2 年度は 4 名の学生の確保ができた。
5. 中長期計画を策定する過程で、課題が明確になり改善に向けた取り組みに対する意識が共有された。また、中長期計画が策定されたことで、今後計画に沿った事業を展開することができる。専攻科幼児教育専攻については、志願者の状況と教員配置の問題を勘案して、中長期計画に先行し廃止を決定した。

- ② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
なし
(b) 対策
(c) 成果

- ③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
--

なし
(b) 改善後の状況等

- ③ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
なし
(b) 履行状況

(6) 短期大学の情報の公表について

- 令和2(2020)年5月1日現在

① 教育情報の公表について

No.	事 項	公 表 方 法 等
1	大学の教育研究上の目的に関すること	飯田女子短期大学 Web サイト http://www.iidawjc.ac.jp/?page_id=199
2	卒業認定・学位授与の方針	飯田女子短期大学 Web サイト http://www.iidawjc.ac.jp/?page_id=2392
3	教育課程編成・実施の方針	飯田女子短期大学 Web サイト http://www.iidawjc.ac.jp/?page_id=2392
4	入学者受入れの方針	飯田女子短期大学 Web サイト http://www.iidawjc.ac.jp/?page_id=1636
5	教育研究上の基本組織に関すること	飯田女子短期大学 Web サイト http://www.iidawjc.ac.jp/?page_id=14029 http://www.iidawjc.ac.jp/?cat=90
6	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること	飯田女子短期大学 Web サイト http://www.iidawjc.ac.jp/?cat=90
7	入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること	飯田女子短期大学 Web サイト http://www.iidawjc.ac.jp/?page_id=1633 http://www.iidawjc.ac.jp/?page_id=1634
8	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること	飯田女子短期大学 Web サイト http://www.iidawjc.ac.jp/?page_id=15059
9	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること	飯田女子短期大学 Web サイト http://www.iidawjc.ac.jp/wp-content/uploads/2010/12/sotsugyou.pdf
10	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること	飯田女子短期大学 Web サイト http://www.iidawjc.ac.jp/?page_id=52
11	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること	飯田女子短期大学 Web サイト http://www.iidawjc.ac.jp/?page_id=1625 http://www.iidawjc.ac.jp/?cat=55

12	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること	飯田女子短期大学 Web サイト http://www.iidawjc.ac.jp/wp-content/uploads/2010/12/gakuseishien.pdf
----	------------------------------------	---

② 学校法人の情報の公表・公開について

事 項	公 表・公 開 方 法 等
寄附行為、監査報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、役員名簿、役員に対する報酬等の支給の基準	飯田女子短期大学 Web サイト http://www.iidawjc.ac.jp/?page_id=44

(7) 公的資金の適正管理の状況（令和元（2019）年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

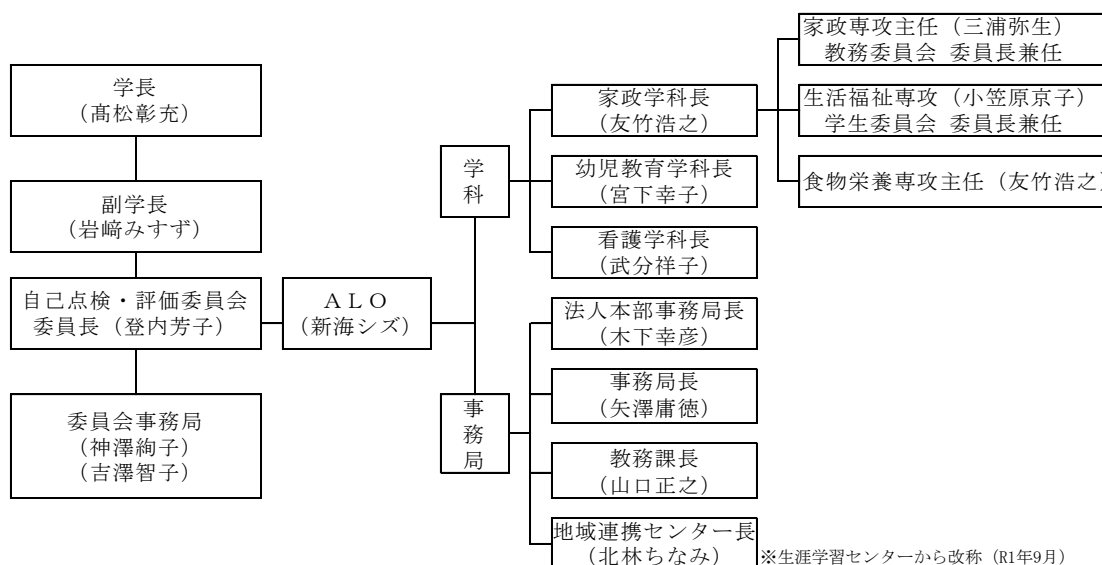
公的研究費の取り扱いに関しては「飯田女子短期大学公的研究費管理体制に係る規程」に則って取り扱われている。全教員には、「個人研究費に伴う資金活用ルールの確認アンケート」を実施し、資金の適正利用に関する事項の同意書を提出してもらっている。また、研究不正防止に関しては「飯田女子短期大学における研究活動上の不正行為への措置等に関する規程」に則って不正防止の徹底が行われている。また、オンラインで研究倫理教育 e ラーニングプログラムを教職員全員に受講させ、研究倫理に関する教育を行っている。

2. 自己点検・評価の組織と活動

- 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

自己点検・評価委員会規程に基づき委員会が設置され、同規定第3条に従って、学長、学科長、専攻主任、ALO及び学長が指名する教職員で組織されている。

- 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）



なお、拡大自己点検・評価委員会に広報課長・SD委員長（稲吉政岳）、学生課長（渡邊千春）、図書館長（千裕美）、図書・学術委員会 委員長（鈴木真由美）、研究倫理審査委員長（菱田博之）、学生募集委員会 委員長（青木千恵美）が加わる。

■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

平成 25 年に受けた認証評価の指摘を踏まえ、毎年自己点検・評価委員会で各部署の現状や課題を確認したり、改善計画の進行状況を確認したりして P D C A サイクルが順調になされるようにしている。また、必要時には今後の方向性についても検討している。平成 30 年には、短期大学基準協会の定める評価基準に沿って平成 29 年度自己点検・評価報告書を作成し、同じ仏教精神を基盤とする仁愛女子短期大学と相互評価も行った。書面による質疑応答や相互訪問による評価会議で多くの気づきを得たとともに、改善すべき課題をより明確にすることができたため、その後の改善計画に活かしている。令和元(2019)年度は 5 回以上委員会を開き、必要時には委員会メンバー以外の教職員にも参加を依頼して検討を進めてきた。委員会で点検・評価した結果は、平成 26 年までは 2 年に 1 回、27 年からは毎年白書としてまとめ、公表している。また、白書を全教職員にメール配信するとともに、拡大教授会及び各学科会等で各自読んで現状を理解して行動につなげていくよう意識づけたり、部署毎に現状と課題について話し合う時間を持つよう意識づけたりしている。また、30 年度に行った仁愛女子短期大学との相互評価報告書も白書同様全教職員に配信するとともに飯田女子短期大学 Web サイトにも公表した。

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和元(2019)年度を中心に）

年 月 日	内 容
平成31年4月9日	拡大自己点検・評価委員会にて認証評価に向けて今後の方向性について討議、前回認証評価での指摘事項に対する改善状況の再確認、執筆担当者・資料担当者の確認
令和元年8月26日	A L O 対象研修会
令和元年8月27日	自己点検・評価委員会にて A L O 対象研修会の報告と今後の方向性について検討
令和元年11月27日	自己点検・評価委員会にて報告書の進行状況や問題点等についての確認、検討
令和2年2月7日	拡大自己点検・評価委員会で報告書の進行状況や問題点等の確認、基礎資料・備付資料・提出資料の準備等について確認、今後のスケジュール確認
令和2年2月14日	学内集談会にて F D ・ S D 委員会より報告（キャンパスライフに対するアンケート結果）
令和2年3月30日	拡大自己点検・評価委員会にて報告書の内容確認
令和2年4月2日	拡大教授会にて相互評価に向けたスケジュールについて報告
令和2年4月16日	拡大自己点検・評価委員会にて報告書の内容確認

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I -A 建学の精神]

＜根拠資料＞

- 提出資料 1 2019 年度 学生便覧、2 飯田女子短期大学 学校案内 2020
3 飯田女子短期大学 Web サイト写し
①飯田女子短期大学ホームページ ②建学の精神 ③食物栄養専攻ページ
- 備付資料 2 飯田市と学校法人高松学園飯田女子短期大学との包括連携協定に関する協定書、3 リスクマネジメント体制に関する覚書
4 高森町と学校法人高松学園飯田女子短期大学との包括連携協定に関する協定書
5 泰阜村と学校法人高松学園飯田女子短期大学との包括連携協定に関する協定書
6 「南信州民族芸能パートナー企業制度」登録証
7 飯田技術専門学校との委託契約書
8 サガミフードとの共同研究に関する契約書、9 わいわいひろば実績表
10 公開講座、出前講座実績表
11 介護福祉士実務者研修、介護福祉士実習指導者養成講座の実績表
12 ボランティア活動届、13 学外活動届、14 活動実践報告書

[区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

＜区分 基準 I -A-1 の現状＞

本学は昭和 42 年（1967 年）、親鸞聖人の浄土真宗の教えをこころとして独自の教育を展開、地域社会に貢献する新しい女性の育成を推進するという建学の精神に則って開学した。その実績は地域に広く認められて、女性の高等教育の場として着々とその成果を上げ、飯田を中心とした南信州地域の学術文化の向上と発展を担ってきた。

平成 8 年（1996 年）日本で初めての仏教精神に基づく看護学科が誕生し、既設の家政学科、幼児教育学科と共に全学挙げて建学の精神の再確認を行った。プロジェクトチームによる検討の結果、建学の理念を「美しく生きる」の一句に表現することとなった。「美しく生きる」は「南無阿弥陀仏」という名号として表現されていたことを、新しい時代を創造的に切り開いてゆくことができるように、また、教職員、学生共々、学園生活の中で、具現できるように受けとめなおしたものである。その意（こころ）は、

「美しく目覚めた世界（浄土）の真実（真）を拠り所にして（宗）生きよう」という意味である。「美しく生きる」ために、日々努力し、豊かな人間性と創造力を持ち、高い識見と実践的な態度を備えた、社会や次の世代に貢献できる人を育成する、ということを経験・目標に掲げている。平成30年4月からは建学の精神を「うつくしく生きる」と表し、より平易な表現を用いた説明を学生便覧（提出-1）へ掲載した。また、令和元年度は、本学の教育理念、教育目標、3つの教育方針を見直し、それと合わせて各学科・専攻の教育目標及び教育方針も整備した。

本学の設置主体である学校法人高松学園は、教育基本法及び私立学校法に基づいて設置されており、自主性の尊重と、高い公共性によって学校の健全な発展が図られるという趣旨を満たしている。

建学の精神は、学生便覧及び学校案内（提出-2）への記載、Webサイトでの発信等で学内外へ表明している（提出-3-①②）。

建学の精神の周知と理解については、学長の「美しく生きる」（必修2単位）の講義や全学生と教職員が集う週に一度の全学集会（アセンブリーアワー）、春の釈尊降誕会、秋の親鸞聖人報恩講、看護学科における発願式（仏教精神に基づく戴帽式に代わる行事）等の宗教行事で建学の精神の浸透を図っている。また、授業の始まりは「真宗宗歌」、終わりは「恩徳讃」のメロディをチャイムとして使用し、建学の精神の意識づけの一助としている。令和元年度は11月から全学生・教職員を対象に1回／月「歎異抄を読んでみよう」の開催を行い、建学の精神の理解につながるように、親鸞聖人の教えに触れる機会を設けた。新任教職員に対しては、就任に際して学長の冒頭挨拶やオリエンテーションの中で建学の精神を伝えること、新任教職員向けの東本願寺研修の参加を促している。

定期的に行っているアセンブリーアワーや釈尊降誕会、報恩講等の宗教行事は建学の精神を確認し、その理解につながる機会となっている。

[区分 基準 I -A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準 I -A-2 の現状>

令和元年度、地域・社会に向けた公開講座（計29講座）及び出前講座（計21講座）を開講した（備付-10）。

飯田女子短期大学の各学科・専攻の授業内容を体験し、将来の仕事の方向性につなげていく夏休みの特別企画（公開講座）「小学生集まれ！短大お仕事探検隊」を、昨年に引き続き開講した。昨年5ブースで実施したが、反省の中で時間的余裕がなかったことを踏まえ、令和元年度は2コース3ブースにし、時間的余裕を持って体験できる

ようにした。

養護教諭、栄養教諭を目指す学生のための「教員採用試験対策講座」、実務的・実践的な講座として「介護福祉士実務者研修」や「介護福祉士実習指導者養成講座」などの講座を開講し、多くの受講者が集まった（備付-11）。また、飯田市子育て支援室と共催の「飯田市養育支援家庭訪問員養成講座」を昨年引き続き開講した。県の事業である「長野県キャリア形成訪問指導事業」では、多くの事業所から申し込みがあり、介護現場の職員が受講するなど、地域・社会への貢献を果たすことができた。生活福祉専攻の一部の授業では、地域の方を招き一緒に正課授業に取り組んでいる。その他、科目等履修生制度を利用することで、在学生以外でも授業を履修できるようになっている。

行政との取り組みとして、本学の所在地である飯田市と近隣の町村と協定を結び、南信州広域連合、学輪 IIDA、教育機関として愛知大学、飯田技術専門校、また地元企業等と連携をしている。

飯田市との包括連携協定の中で、教育文化や健康福祉、産業、街づくりなど様々な分野で相互の連携・協力関係を行うことを明文化した。さらに、人材育成や地域振興の寄与を目指し、ともに活動している（備付-2）。以前から、飯田市には防災に関する助言や講演を行ってもらっていたが、令和元年度より、市内にある社会福祉法人慈光福祉会、飯田女子高等学校、慈光幼稚園と共に「リスクマネジメント体制に関する覚書」を締結し、災害や事故など、地域で発生しし得るリスクに対応するための連絡協議会が始まった（備付-3）。

本学学生の関わりとして、飯田市の広報的な役割を担う「いいレポ☆」のメンバーとして飯田市長から委嘱を受け、市役所と連携し、飯田市の魅力や文化・特色などを PR する活動を行っている。

さらに、高森町の町長から任命を受け、「わかもの☆特命係」という名称の学生ボランティアとして、高森町での行事へ参加し取材を行い、SNS による高森町の魅力発信、広報高森の記事を作成や、若者主催のイベント開催を行っている。これらの高森町と連携した活動が契機となり、高森町と包括連携協定が締結された（備付-4）。

本学と泰阜村において文化交流を目的とした連携をするために協定書を交わし（備付-5）、災害時に活動できる人材育成を目的とした「地域防災力向上講座」を村民対象に開催するなど、交流の機会を設けた。

平成 30 年度には、南信州広域連合が中心となっている「南信州民族芸能パートナー企業制度」の協定を締結した。南信州地域の民俗芸能を確実に未来へ継承するために、民俗芸能保存・継承団体の取組に協力するためのものとなっている（備付-6）。

大学間連携の取り組みとして、学輪 IIDA への参加、愛知大学との連携を行っている。例年、飯田市が複数の大学と連携を深める取り組みとして開催している大学連携会議「学輪 IIDA」に、本学も地元の高等教育機関として参加し、地元高等学校や多くの四年制大学との交流の場を得ることができた。愛知大学との連携として、連携協定校である愛知大学から講師を迎え、特別公開講座を開講している。令和元年度は「地域からみる戦国時代-南信州と奥三河-」を開講し、地域住民の多数の参加があった（備付-10）。

飯田技術専門校との委託契約により（備付-7）、公共職業訓練長期高度人材育成コースの制度を利用した社会人学生を受け入れている。例年、生活福祉専攻において介護

福祉士養成を行ってきたが、令和元年度より新たに幼児教育学科での保育士養成についても社会人の受け入れを行うこととなった。また、令和2年度より、食物栄養専攻での栄養士養成の社会人の受け入れが開始される。

産業界との取り組みでは、食物栄養専攻の食品開発実習において、地元の企業や洋菓子店と連携して、オリジナルパンやケーキ等を考案し商品化している。開発商品は、連携先の洋菓子店、パンの製造・販売を手掛けている障害者福祉サービス事業所などにおいて販売している（提出-3-③）。その他、(株)サガミフードとの共同研究に関する契約を締結し、教員が共同研究に携わっている（備付-8）。

令和元年度の食物栄養専攻の食品開発実習による開発商品は次の通りである。

開 発 食 品	共 同 開 発	販 売
ホロロンクッキー	t u t u i ツツイ	t u t u i ツツイ (オンラインストアのみ)
パウンゆずケーキ	パティスリーマサオオシマ	パティスリーマサオオシマ
くるみそろーる	パン工房いずみ	パン工房いずみ
ゆべし香るクワトロフォルマッジ 甘酒パンナコッタ	株式会社 丸中中根園	リストランテ・ココリズム イルサリョウ

地域・社会との取り組みでは、子育て支援、地域の高校運動部との連携、ロックフェスティバルの開催などが挙げられる。

飯田市の地域子育て支援拠点「わいわいひろば」は、本学の地域連携センター内にあり、地域の親子が自由に集える場となっていて、母親が安心して育児が行えるような支援を提供している。また、育児支援の他に2カ月に1回程度の各種の講演会を実施し、母親が子育てについて学べる場にもなっている。さらに、親子が楽しんで過ごせるように、様々なイベントも企画し、多くの参加を得ており「わいわいひろば」は今では、地域の子育て支援にかかせない存在となっている（備付-9）。

地域にある高校の運動部に対し、本学のスポーツ栄養研究会の学生が中心となり、運動部員へ向けて栄養サポートを実施している。平成30年度までは野球部が主な対象であったが、新たにラグビー部の運動部員に対しても一部のサポートを実施した。毎年、卒業式の日には、サポートを受けた高校生が会場の外に並び、スポーツ栄養研究会の学生にお礼の花束を贈るのが恒例となっている。

また、本学と地元の高校生、企業が連携し、地域食材を利用した「吉鍋ロックフェス」を毎年開催している。平成30年度からは、高大・地域連携体制で長野県地域発元気づくり支援金連携事業に指定されている。教職員の個人的に参加しているボランティア活動については、教務課で把握している（備付-12）。学生ボランティアについては、学生課窓口が受付となり掲示による告知によって募集を行っている。活動の申し込みは、「学外活動届」を記入し、クラスアドバイザーの承認を得て教務課に提出している（備付-13）。学生から申請があるボランティアは、施設のイベント、中学校での学

習支援、東本願寺の奉仕団など様々である。多くの学生がボランティア活動に参加している。令和元年度の学外活動届による学生のボランティア活動は、家政専攻 25 件、生活福祉専攻 41 件、食物栄養専攻 2 件、幼児教育学科 35 件であり、この他、専攻科を含めると合計 110 件となる（備付-13）。また、学内にある子育て支援施設「わいわいひろば」でのボランティア募集が行われ、学科を問わず多くの学生がボランティア活動を行っている。

令和元年 10 月に台風 19 号による災害が発生し、長野市方面では甚大な被害が出た。本学では生活福祉専攻が「災害時の生活支援」の授業の一環として、1 年 19 名、2 年 13 名、教員 5 名、事務職員 1 名が災害ボランティアに参加した。このボランティアへの参加は、地域・社会への貢献だけでなく、学生の学びという観点からも大きな成果を得ることができた。飯田市の「いいレポ☆」、高森町の「わかもの☆特命係」のボランティア活動は、SNS の発信・地域 PR ビデオの制作など地域の活性化につながる活動の企画・運営を行うことで高い評価を得ており、ボランティア活動を通して地域・社会に貢献している。

令和元年度より、学生のボランティア活動に関して「社会貢献活動」として単位化した。令和 2 年度終了時には単位取得者が出る予定である（備付-14）。

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の課題>

地域貢献の側面では、公開講座・出前講座は地域に認知され浸透してきたが、講座内容によって受講者数に差があるため、地域のニーズを把握してテーマに反映するなど、より多くの方に受講してもらえる方法を考える必要がある。地域との連携においては、わいわいひろばを利用したい親子がより安全で安心して利用できるような仕組みを構築すること、高校運動部との連携の増加に合わせてスタッフ派遣や予算確保の方法を考えること、吉鍋ロックフェスティバルが大型化しており、それに伴う施設設備の充実と、幅広い広報の必要性が生じている。

産学連携の面では、まず、学輪 IIDA での大学連携としては四年制大学の役割が求められているが、短期大学として、また本学の学科・専攻の専門性を活用して十分に地域の要望に応えられる活動を検討する必要がある。

飯田市との包括連携協定に基づいて開催している連絡協議会は、開催回数や検討内容の充実が課題である。連携協定は複数の行政機関との間で進んでいるが、産業界や他の教育機関等との連携協定も今後検討していく。

ボランティア活動等の単位化を行ったので、学生のボランティア参加の現状を把握した上で、ボランティアに対する学生の関心の方向や地域のニーズを把握し、ボランティア参加への募集方法、ボランティア等に参加するにあたっての決まりの整備についてを検討する必要がある。

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の特記事項>

建学の精神の理解を深めるための活動として、全学生・教職員が参加する、アセンブリーアワーと宗教行事が行われている。

アセンブリーアワーは各学科・専攻の学生が主体となって運営され、年 15 回ほど開

飯田女子短期大学

催され、宗教行事は、5月の釈尊降誕会と11月の報恩講の2回開催されている。いずれの行事も、本学の開学当初から行われているものであり、建学の精神の理解を深める機会となっている。

[テーマ 基準 I -B 教育の効果]

<根拠資料>

- 提出資料 1 2019年度 学生便覧、5 令和2年度 学生便覧 (USBデータ)
6 2019年度 授業概要
①2019年度 授業概要 家政学科 専攻科 養護教育専攻
②2019年度 授業概要 幼児教育学科
③2019年度 看護学科 専攻科 地域看護学専攻・助産学専攻
3 飯田女子短期大学 Web サイト写し
④教育理念および目的・目標・教育方針 ⑤授業概要
- 備付資料 15 「卒業後評価アンケート」結果、16 看護学科実習連絡会議録
17 委員会議事録 ①教務委員会、18 教育理念一覧
19 授業改善アンケート結果報告書、20 学習成果の評価綴り
21 学科・専攻会議事録
①家政学科 ②家政専攻 ③生活福祉専攻
④食物栄養専攻 ⑤幼児教育学科 ⑥看護学科
22 卒業時の到達目標に対する評価

[区分 基準 I -B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に
応えているか定期的に点検している。(学習成果の点検については、基準Ⅱ・
A-6)

<区分 基準 I -B-1 の現状>

本学では、教育理念及び目標を以下のように定めている。

本学は、「うつくしく生きる」という精神に則り、豊かな人間性と想像力を持ち、高い見識と実践的な態度を備えた、社会や次の世代に貢献できる調和の取れた人を養成します。「うつくしく生きる」ということを具現化するための方向性は、以下の3つにまとめられます。

- 1) 互いに違う存在であることを認め、その違いを尊重し合うこと
- 2) 私たちが考え得ることは知っている世界のほんの一部であることを自覚し、深く真理を探究し続けること
- 3) 周りの願いに応えようとする中で、自分の人生の意義を見出していくこと

これは新しい時代にふさわしい教養豊かな女性を、伝統の念仏の心をもとに育てるという建学の精神「うつくしく生きる」の理念に基づき確立している(提出-1)。中長期計画に基づき、令和元年度に教育理念及び目標の見直しを行い、新たな教育目的・目

標を定めた。新たな教育理念・教育目的・教育目標は以下の通りとした。

教育理念

本学は「うつくしく生きる」という建学の精神に則り、それを具現化するための方向性として以下の3つを示します。

- 1) 私たちは、それぞれが異なる存在であり、異なる存在であることが尊いことを認識し、自分と違った生き方を尊重できる私を目指します。
- 2) 私たちが知る世界はごく一部である。真実の世界はそのもっと先の、もっと奥深いところにあることを自覚し、常に学び続けます。
- 3) 私たちは、周りの願いに気づき応えていくことで、自分の人生の意義を見出していきます。

教育目的

豊かな人間性と創造力を持ち、高い識見と実践的な態度を備えた、社会に貢献できる人を養成します。

教育目標

- 1) 建学の精神を基にし、豊かな人間性を育成します。
- 2) 専門的な知識・技術・態度を備えた人材を育成します。
- 3) 社会の発展・向上に寄与できる課題解決能力を育成します。

以上の新しい教育理念・教育目標・教育目的を踏まえ、各学科・専攻の教育目的・目標についても見直しを行った（提出-5）。

家政学科の教育目的は「社会の変化に対応できる創造性と実践的な態度を備え、生活の機能向上に寄与できる人を養成します」とし、家政学科では、実践的な態度と能力を持った上で、社会に貢献できる人材の育成をめざしている。これをもとに家政専攻、生活福祉専攻、食物栄養専攻は、それぞれの専門分野における能力の養成に向けた教育目的・目標を定めている。

家政専攻では、家政学を基盤とした教育目的「生活主体としてうつくしく生きることのできる人を養成します」を新たに追加した。

生活福祉専攻では「人としての尊厳を守り、自立支援を重視しながら『その人らしい生活』を支えることができるように介護福祉士として必要な豊かな人間性を養い知識・技術共に高い専門性と高い倫理観を身につけ、社会に貢献できる人を養成します」とした。

食物栄養専攻では「健康を守る食の担い手として、広く社会の要請に応えられる『知識と技術と心』を持ち、社会の向上発展に寄与することができる人を育成します」とした。

幼児教育学科では、「他者を尊重し、他者に貢献するための豊かな人間性と表現力を備え、社会のニーズに応えられる実践力のある人材を育成します」を教育目的に掲げ、「ともに生き、ともに育ちあう保育」の実践を目指している。

看護学科では、「看護者として必要な豊かな人間性と人格・識見をもち、専門的な知識・技術・態度を習得し、広く保健・医療・福祉の向上と発展に寄与することができる

社会人を育成します」とした。

以上の通り、各学科・専攻の教育目的・目標は、建学の精神に基づき確立されている。

教育目的・目標は学生便覧に明記しており、入学時の新入生オリエンテーション、保護者説明会において各学科・専攻による説明を行っている。また、Web サイトにも掲載し、学内外への表明を行っている（提出-3-④）。

本学への地域・社会の要請については、「卒業後評価アンケート」結果（備付-15）、学外実習及び実習指導者との打ち合わせ、就職先との意見交換の中で把握し、教育目的・目標が適切であるか否かの検討を教務委員会、各学科・専攻会で行っている。看護学科では、毎年3月実施の実習連絡会議において、実習の受け入れ先となる病院の看護部長及び実習指導者に、実習での学生状況や卒業生の状況について意見を聴取しており、教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に込えているか否かの把握につなげている（備付-16）。

これらの定期的な点検は、これまで各学科・専攻で実施してきたが、中長期計画において毎年の全体での点検が明示されたことを受け、令和元年度の教務委員会において、毎年度11月末までに各学科・専攻会で点検を行い、それを12月の教務委員会で点検し、次年度に向けて見直しを行うことを定めた（備付-17-①）。

[区分 基準 I-B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-2 の現状>

短期大学全体としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。令和元年度、建学の精神である「うつくしく生きる」を具現化するため教育理念・教育目的の見直しを行った。それに合わせて学習成果の見直しも行った（備付-18）。

各学科・専攻の学習成果は、各学科・専攻の教育目的・目標に基づき定めており、以下に示す通りである。

家政専攻

1. 学校教育で求められる養護教諭の総合的な知識・技能・態度を修得し、それらを学校現場で発揮するための実践的な力を育てる。
2. 医療機関等で求められる医療事務の知識・技能・態度等を修得し、様々な健康問題を抱える方々の医療・保健・福祉に対応できる力を育てる。
3. 生活空間を形成する素材と生活を豊かにする表現についての知識や技術を修得し、創造を形にする感性およびそれを発信できる力を育てる。

生活福祉専攻

1. 介護福祉に関する専門的な知識を総合的に身につけている。
2. 介護福祉に関する基礎的な技術を身につけている。
3. 社会に通じるコミュニケーションの基本を理解し、そのための表現力を身につけている。
4. 他者と協働し、相手の立場に立って考える態度を身につけている。
5. 人権擁護の視点を持ち、高い倫理観を身につけている。
6. 他者を理解し、自分も自分らしく生きるために、自分を振り返る力を身につけている。

食物栄養専攻

1. 栄養士の職務とその重要性を理解させ、「食」にかかわる高度な専門的知識・技能の修得を図る。
2. 対象者のライフステージに対応できる的確な判断力と指導力を養う。
3. 生活習慣病が進行する地域社会において、人の健康を損なう多くの疾病の発症や進行を防ぎ、また、人々の健康を保持増進して、より質の高い生活が維持できるように、食生活の改善面から適切な助言・指導が行える高度な専門知識・判断力・技術・心をもった人材を育成する。
4. 「食育」に関する豊かな知識と技術と心を修得し、実践的な食に関する指導力を養う。
5. 「食」の研究者・指導者として必要な研究的・実践的態度を養い、自己研鑽への意欲と能力を高める。

幼児教育学科

1. 保育者として他者の人権の尊重及び最善の利益を考慮し、信頼関係に基づいた保育を展開するための「聞く」「問う」「語る」姿勢を持ってコミュニケーションをとることができる能力を修得する。
2. 保育の原理と多様化する保育ニーズに対応できる専門知識・技術を修得する。
3. 保育の本質・目的および保育の対象を理解できる。
4. 保育の内容と方法を理解し、保育の実践を行うことができる。
5. 保育者に求められる表現力を身につける。
6. 保育者としてふさわしい倫理観、人間性、保育の職務内容および責任を理解できる。

看護学科

1. 他者への関心を寄せ、尊重して関わることができる。
2. 自らを振り返り、いのちについて考えることができる。
3. 看護における専門的な知識を身につけている。
4. 看護における専門的な技術を身につけている。
5. 多職種と協働する姿勢を身につけている。

6. 社会に通用するコミュニケーション能力を身につけている。
7. 看護者としての倫理観を身につけている。

令和元年度に学習成果の見直しを系統的に行い、以下の通りとした。

家政専攻

1. 衣生活、食生活、住生活および生活経営を基盤に、家庭経済や健康、ライフスタイル等の知識を修得することで生活を豊かにするための実践的な力を育てる。
2. 学校教育で求められる養護教諭の総合的な知識・技能・態度を修得し、それらを学校現場で発揮するための実践的な力を育てる。
3. 医療機関等で求められる医療事務の知識・技能・態度等を修得し、様々な健康問題を抱える方々の医療・保健・福祉に対応できる力を育てる。
4. 生活空間を形成する素材と生活を豊かにする表現についての知識や技術を修得し、創造を形にする感性およびそれを発信できる力を育てる。

生活福祉専攻

1. 人権擁護の視点を持ち、高い倫理観を身につけている。
2. 他者と協働し、相手の立場に立って考える態度を身につけている。
3. 介護福祉に関する専門的な知識を総合的に身につけている。
4. 介護福祉に関する基礎的な技術を身につけている。
5. 社会に通じるコミュニケーションの基本を理解し、そのための表現力を身につけている。
6. 他者を理解し、自分も自分らしく生きるために、自分を振り返る力を身につけている。

食物栄養専攻

1. 栄養士の職務とその重要性を理解させ、「食」にかかわる高度な専門的知識・技能の修得を図る。
2. 対象者のライフステージに対応できる的確な判断力と指導力を養う。
3. 生活習慣病が進行する地域社会において、人の健康を損なう多くの疾病の発症や進行を防ぎ、また、人々の健康を保持増進して、より質の高い生活が維持できるように、食生活の改善面から適切な助言・指導が行える高度な専門知識・判断力・技術・心をもった人材を育成する。
4. 「食育」に関する豊かな知識と技術と心を修得し、実践的な食に関する指導力を養う。
5. 「食」の研究者・指導者として必要な研究的・実践的態度を養い、自己研鑽への意欲と能力を高める。

幼児教育学科

1. 保育者として他者の人権の尊重及び最善の利益を考慮し、信頼関係に基づいた保

育を展開するための「聞く」「問う」「語る」姿勢を持ってコミュニケーションをとることができる能力を修得する。

2. 保育の原理と多様化する保育ニーズに対応できる専門知識・技術を修得する。
3. 保育の本質・目的および保育の対象を理解できる。
4. 保育の内容と方法を理解し、保育の実践を行うことができる。
5. 保育者に求められる表現力を身につける。
6. 保育者としてふさわしい倫理観、人間性、保育の職務内容および責任を理解できる。

看護学科

1. 他者へ関心を寄せ、尊重して関わることができる。
2. 自らを振り返り、いのちについて考えることができる。
3. 看護における専門的な知識を身につけている。
4. 看護における専門的な技術を身につけている。
5. 多職種と協働する姿勢を身につけている。
6. 社会に通用するコミュニケーション能力を身につけている。
7. 看護者としての倫理観を身につけている。

学習成果については、学生便覧及び授業概要（提出-6-①②③）に記載し、各学科・専攻のオリエンテーションの際に、学生へ説明している。

また、本学Webサイト（提出-3-⑤）に明示し、学生募集の際に説明を行っているほか、入学時オリエンテーションで学生保護者へ向けて説明を行うなど、学内外に表明している。

学校教育法第108条における短期大学の目的規定では「深く専門の学芸を教授研究し、職業または实际生活に必要な能力を育成することを主な目的とする」と明記されている。本学の2年間もしくは3年間の学びにより獲得可能な学習成果は、各学科・専攻において取得可能な免許・資格等、職業または実生活に必要な免許・資格であることから、学校教育法の短期大学の規定に照らして適正なものである。また、これらの免許・資格に関わる法令等の改正がある場合には、毎年、各学科・専攻の教育課程を見直している。さらに、各学科・専攻において定期的に点検するとともに、教員は授業改善アンケート及び学習成果の振り返りを実施し、授業概要及び教育方法の定期点検を行っている（備付-19、20）。

[区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

<区分 基準 I -B-3 の現状>

大学全体の教育方針は人間性、専門性及び社会貢献の観点から、卒業認定・学位授与の方針（DP）、教育課程編成・実施の方針（CP）、入学者受入れの方針（AP）を関連付けて一体的に定めている。各学科・専攻及び専攻科の三つの方針は、大学全体の三つの方針を踏まえるとともに、各学科・専攻及び専攻科のカリキュラムを考慮した上で、策定している。

令和元年度は、教務委員会を中心に三つの方針の見直しを行った。その際、各学科・専攻及び専攻科の三つの方針についても議論を重ね見直しを行った。

定期的な点検を行うために、11月までに各学科・専攻でその内容を点検し、12月の教務委員会時に全体で調整を行うことを教務委員会として定めた。

三つの方針を踏まえた教育活動としては、卒業認定・学位授与の方針（DP）を達成するために構成した教育課程編成・実施の方針（CP）をカリキュラムマップに明確に示し、それを意識した授業を教員が行っている。各学科・専攻の内容は以下の通りである。

家政専攻の三つの方針は、専攻会等において議論を重ね、家政専攻の教育活動を踏まえた内容となるよう見直しを行った（備付-21-②）。これまでの養護教諭、医療事務及びデザインの三つの方針に加え、家政学について新たに定め、家政専攻の基盤となる学問分野の三つの方針を明確にした。

生活福祉専攻の三つの方針は、建学の精神及び卒業時の到達目標に基づき三つの方針を関連付け一体的に定めている。介護福祉士養成課程カリキュラム改正へ向けて、教育目的・目標の点検を行い、その変更点を踏まえた内容で三つの方針の見直しを行った（備付-21-③）。三つの方針を具体化するためにカリキュラムマップの見直しを定期的に行い、科目間連携や新しい取り組みの検討を重ねている。2年次後期には、各授業における実践の中で卒業時の到達目標の評価を行うことにより教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを確立している（備付-22）。

食物栄養専攻の三つの方針は、「知識と技術と心をもった実力ある栄養士等の食の専門家の育成を目指す」という目的を基に一体的に定めている。三つの方針は、学習成果等をふまえて、専攻会で定期的に見直しを行っている（備付-21-④）。

幼児教育学科の三つの方針は、幼児教育学科が目指す内容について学科内で共通理解し、学科会で議論を重ね定めている（備付-21-⑤）。各教員は、卒業認定・学位授与の方針（DP）を理解した上で授業の組み立てを行っている。全ての授業の関連性が明確になるようにカリキュラムマップを作成し、学生には授業内で示している。また、学生募集活動の際に、幼児教育学科の入学者受入れ方針（AP）について入学希望者に伝えている。

看護学科の三つの方針は、現状に見合うものであるか点検すると同時に、三つの方針が連動したものであるかどうか、学科長及び学科教務委員が中心となって確認し、学科会において全教員で話し合いながら策定している（備付-21-⑥）。三つの方針を踏まえて、日常の授業、実習、学科行事（発願式など）の教育活動を展開している。

三つの方針は、学生便覧・授業概要に明記されており、学生には入学時に説明を行っている。学生募集要項・本学 Web サイトに掲載し、入学希望者や保護者へ向けて説明を行うなど、学内外へ表明している。

<テーマ 基準 I -B 教育の効果の課題>

教育の効果の課題は、短期大学全体及び各学科・専攻が教育目的・目標の点検を年に1回、定期的に行うことで教育目的・目標に沿った学習成果が獲得できる体制を構築していくことである。

教務委員会が定めた定期的な点検の時期を受け、各学科・専攻においては教育目的・目標の定期的な点検を確実にを行うことを共通の課題としている。

<テーマ 基準 I -B 教育の効果の特記事項>

特になし

[テーマ 基準 I -C 内部質保証]

<根拠資料>

提出資料 5 令和2年度 学生便覧、7 飯田女子短期大学自己点検・評価委員会規程

備付資料 17 委員会議事録 ①教務委員会 ②自己点検・評価委員会
19 授業改善アンケート結果報告書、20 学習成果の評価綴り
21 学科・専攻会議事録 ③生活福祉専攻 ⑤幼児教育学科
23 飯田女子短期大学 白書（平成29年度～令和元年度）
24 高校一斉訪問面談記録、25 入試連絡懇談会面談記録
26 仁愛女子短期大学・飯田女子短期大学 相互評価報告書
27 授業改善アンケート実施要項
28 キャンパスライフに対するアンケート
29 キャンパスライフに対するアンケート結果

備付資料-規程集 29 飯田女子短期大学自己点検・評価委員会規程(IV-1)

[区分 基準 I -C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 日常的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I -C-1 の現状>

自己点検・評価のための規程は「飯田女子短期大学自己点検・評価委員会規程」（提出-7）（備付-規程集 29）として整備されており、その規程に基づき、自己点検・評価委員会が組織されている。令和元年度は14名の委員で委員会を組織し、必要に応じて委員以外の教職員にも参加を依頼し自己点検・評価活動を行った。委員会は定期的に開催され、各学科・専攻、各部署の現状や課題、改善計画の進行状況についてP D C Aサイクルが確実に回っているかを確認し、その結果を毎年「飯田女子短期大学白書」としてまとめている（備付-23）（備付-17-②）。「飯田女子短期大学白書」は、全教職員に配信するとともに飯田女子短期大学 Web サイトにも公表している。また、P D C Aサイクルを確実に回すために、各学科・専攻、各部署では、現状や課題、改善計画の進行状況についての検討を行うことで、全職員が自己点検・評価活動に関与している。

平成30年度は、同じ仏教精神を基盤とする仁愛女子短期大学と相互評価を行ったため、その報告書(備付-26)も白書と同様全教職員に配信するとともに飯田女子短期大学 Web サイトにも公表し、自己点検・評価活動につなげている。

本学では、5月に県内の高校へ教職員が一斉に訪問しており、6月には南信地区にあ

る高校を対象とした連絡懇談会や姉妹校との連絡懇談会を開催している。その際に、高校から本学に対する要望や意見を聞き、その結果を集約して改善のために活用している(備付-24、25)。また、理事会や評議員会においても学外の役員の意見を聴取し、本学の改革・改善に向けて運営会議で検討している。

[区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I-C-2 の現状>

学習成果を焦点とする査定の手法については、アセスメント・ポリシーとして定め、大学全体と各学科・専攻で策定したアセスメント・ポリシーを、学生便覧（提出-5）に明示している。また、学生を対象に行う授業改善アンケートやキャンパスライフに対するアンケートの結果から学習成果の査定を行っている（備付-19、29）。

アセスメント・ポリシーの定期的な点検について、令和元年度は、本学のアセスメント・ポリシーの見直しを行い、各学科・専攻の内容について検討を行った。三つの方針同様に継続して点検が行えるように教務委員会で11月までに各学科・専攻で点検すること、12月の委員会で全体の調整をすることを教務委員会として明確に定めた（備付-17-①）。学習成果の査定で用いているアンケートの見直しについては、FD委員会で授業改善アンケートを、SD委員会でキャンパスライフに対するアンケートの内容の点検を行っている（備付-27、28）。

PDCAサイクルの活用は、これらで得られた内容を各学科・専攻で検討した上で、各教員が授業概要に反映させている。しかし、非常勤講師の授業に対する評価方法が十分でなく、令和元年度は非常勤講師の授業改善アンケート実施につながるよう、授業改善アンケート実施要項の見直しを行った。

学習成果を獲得するにあたり、その教育の質については学校教育法、短期大学設置基準などの関係法令を順守するよう法令の変更などを適宜確認し、変更時には各学科・専攻、教務委員会及び教務課が連携し、対応をしている。

各学科・専攻のアセスメント・ポリシーは、以下の通りである。

家政専攻

- ①各科目の講義概要に示す配点比率に基づく成績評価
- ②各科目の成績評価から得られるGPA
- ③免許・資格の取得状況
- ④卒業制作における作品制作とその評価

生活福祉専攻

- ①各科目の講義概要に示す配点比率にもとづく成績評価
- ②各科目の成績評価から得られるG P A
- ③介護福祉士資格取得状況
- ④介護福祉士以外の本専攻で支援する免許・資格の取得状況
- ⑤5つの力（卒業時の到達目標に対する評価－卒業時）
- ⑥卒業生アンケートの実施

食物栄養専攻

- ①各科目の講義概要に示す配点比率にもとづく成績評価
- ②各科目の成績評価から得られるG P A
- ③免許・資格の取得状況

幼児教育学科

- ①学修成績評価
- ②単位取得状況（G P A）
- ③免許・資格の取得状況
- ④卒業率
- ⑤進路状況（就職率・進学率）
- ⑥学生満足度アンケートの結果
- ⑦卒業アンケート（卒業後評価）結果
- ⑧卒業研究
- ⑨実習施設からの評価

看護学科

- ①学習成績結果
- ②G P A
- ③単位取得状況
- ④実習施設からの意見
- ⑤国家試験模擬試験結果
- ⑥国家試験合格状況（免許取得率）
- ⑦進路状況（就職率・進学率）
- ⑧学生満足度アンケート結果
- ⑨卒業生アンケート（卒業後評価）結果

家政専攻の学習成果のアセスメントの手法は、家政専攻のアセスメント・ポリシーに示しており、令和元年度は、教育目的・目標等の見直しに基づき、専攻のアセスメントの方法についても点検を行っている。教育の向上・充実のためのP D C Aサイクルとしては、授業概要に沿った授業の実施、その評価を科目レベルで担当教員が学習成果の評価、学内公開授業の評価、授業改善アンケートの結果を用いて授業概要や授業

方法の見直しを行っている。専攻レベルでは、家政専攻会でアセスメント・ポリシー、短大満足度調査の結果を用いてカリキュラムマップ等の見直しを行っている。カリキュラム及び教員配置については、学校教育法、短期大学設置基準に準拠しており、関係法令の変更等への対応は、専攻会、家政学科会、教務委員会等で検討し適切に対応している。

生活福祉専攻の学習成果のアセスメントの手法は、毎年専攻会で確認している（備付-21-③）。各科目においては、試験やレポート課題、授業への取り組み状況など各教員が達成目標への到達度を測る方法を考えて実施している。評価方法等について定期的に点検し、教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している。また、生活福祉専攻では、各授業にてコミュニケーションカードを配布し、授業の到達目標を学生に自己評価してもらい、学習成果の評価につなげることを継続している。このカードを活用し、学生からの質問や意見に対して、迅速に対応し学習効果を上げる努力もしている。授業改善アンケート及び学生の自己評価からは、おおむね授業は理解できたという回答が多かった（備付-20）。学校教育法及び短期大学設置基準のほか、介護福祉士養成指定規則に基づき5月末までに自己点検を行い、追加・変更事項で届出が必要な件は、関東信越厚生局に報告している。

食物栄養専攻の学習成果のアセスメントの手法は、数値で評価できるように定めている。アセスメントの方法については、評価結果を確認し専攻会で定期的に点検している。教育の向上・充実のために、授業改善アンケート、授業後のレポートなど、学生が書いた感想や意見を参考にし、毎回の授業改善に活用している。関係法令の変更及び、栄養士養成施設の自己点検表については、関係教員全員で確認し必要に応じて専攻会で検討している。

幼児教育学科の学習成果のアセスメントの手法は、各教科の到達目標を設定して教育を実施し、到達度を定期試験やレポート等で査定している。学生による授業評価やレポート等から出た意見については、検証を行い改善するようにしている。年度当初に学科全体で「どのような保育者を養成したいか」ということを確認し、1年間養成教育を行い、目標がどのように達成できたかについて検証し、次年度へ向けて改善をするようにしている。この改善方法については定期的に行われる学科会の中で点検している（備付-21-⑤）。また学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令、教育職員免許法等の変更を随時確認し、法令順守に努めている。

看護学科では毎年科目ごとに授業の到達目標を設定し、教育の実施、授業の評価、検証、改善というプロセスによって学習成果をアセスメントしている。この方法については、毎年各教員が授業改善アンケート等により、個別かつ互いに点検しており、教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している。そして、学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令、看護師指定規則の変更などを確認し、法令遵守するよう学科で確認している。

＜テーマ 基準 I -C 内部質保証の課題＞

全教職員が各部署の課題を理解し、PDCAサイクルを活用し改善に向けて活動することができてきてはいるが、非常勤教員の科目においてできていない部分があるな

ど、十分とは言えない。そのため、今後も引き続き自己点検・評価委員会のメンバーを中心に、各個人はもちろん各部署がP D C Aサイクルを意識して行動につなげられるよう働きかけ、その結果を毎年白書としてまとめていく。さらに、中長期計画をもとに将来ビジョンを意識し改善に向けて努力していく必要がある。

<テーマ 基準 I -C 内部質保証の特記事項>

特になし

<基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回の行動計画「建学の精神の理解・周知」に対しては、従来からの取り組みとして、学内においては「美しく生きる」の講義と各宗教行事を継続するとともに、特にWebサイトでの発信内容の充実を行ってきた。平成30年から「うつくしく生きる」と表すこととした建学の精神を、より平易な表現を用いて説明したこと、令和元年度全学生・教職員を対象に「歎異抄」の輪読会を企画したことなどにより、全学的に建学の精神への関心が高まっていると考えられる。

教育目標の公表においては、教育目的・目標を学生便覧、Webサイトによって学内外に積極的に表明した。また、教育目標の点検時期の設定については、毎年11月末までに各学科・専攻で行い、12月の教務委員会で全学的な点検をする旨、教務委員会の活動内容に明確に位置付けた。全学的な学習成果の量的評価は、GPA分布、免許・資格取得率、国家試験合格率、就職率などとし、各学科・専攻ごとにアセスメント・ポリシーに明確に示した。学科・専攻においては次のような学習成果を焦点とした査定がスタートしている。

家政専攻では、「授業改善アンケート」「公開授業」「学習成果の評価」や学生及び就職先に実施する調査の結果を評価し検討するPDCAサイクルに沿った専攻の運営ができた。

生活福祉専攻では、定めたアセスメント・ポリシーにより、PDCAサイクルを回すことができるようになった。また、各科目のワークシートを教員間で公開することにより授業内容の理解と科目間連携が進み、学生にとって効果的な授業が提供できるようになった。

食物栄養専攻においても、アセスメント・ポリシーを定めたことにより、学習成果を可視化できるようになった。

幼児教育学科では、教育目標をはじめ、卒業認定・学位授与の方針（DP）、教育課程編成・実施の方針（CP）、入学者受け入れの方針（AP）なども定期的な点検を行うようになった。

看護学科では、就職先や卒業生に対する調査結果を分析・活用し、学生の質の変化に適した対応や社会のニーズを的確に把握して卒業認定・学位授与の方針（DP）の評価につなげている。

また、「PDCAサイクルの各教職員への浸透」に対しては、毎年その年度の自己点検・評価の結果を白書としてまとめ、全教職員にメール配信するとともに、各自現状を理解した上で行動につなげていくよう意識づけも行っている。そのため、各教職員のPDCAサイクルについての理解は深まってきている。また、課題については委員会でも検討し、方向性を見出して次につなげるよう努力している。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

公開講座及び出前講座については、引き続き学内での広報をさらに活発にし、参加

数の増加を図り、世代を越えて学び合えるような講座や企画が継続できるように検討を行っていく。

各種団体との協定提携後の取り組みについては、その意義を活かし連携していけるように検討していく。

また、「学生のボランティア活動」単位化は実現したが、外部からの依頼を周知するに留まっているため、地域のニーズを把握する努力やボランティアについての学びの場づくり、組織づくりを検討する。

平成30年度に「アセスメント・ポリシー」を定め、令和元年度より試行段階であるため、学習成果の具体的な獲得状況を確認し、データの蓄積、分析を図る。また、学習成果の可視化が効果的に行われるよう、各学科・専攻が実施するポートフォリオ及び全学共通である基礎教養科目の「学習成果ノート」の実施状況とその効果を確認し、全学でそれらの情報を共有する方法を構築していく。教育目的・目標は、それらの全学的な定期点検が定められたため、次年度の教育の効果につながるよう、確実かつ効果的に実施していく予定である。

また、教育の質の向上を目的に、非常勤教員の科目においても授業改善アンケートを実施する。この評価をPDCAサイクルに含めることで、教育の質やその効果をより高めていく。

全教職員が各部署の課題を理解し、PDCAサイクルを活用し改善に向けて活動することができてきてはいるが、十分とは言えない。中長期計画を全教職員で共有し将来ビジョンを意識しつつ、その方向性をふまえ、改善に向けて努力していく。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

＜根拠資料＞

提出資料 1 2019年度 学生便覧、2 飯田女子短期大学 学校案内 2020
3 飯田女子短期大学 Web サイト写し ⑥免許状・資格取得率
5 令和2年度 学生便覧（USBデータ）
6 2019年度 授業概要、8 令和2年度 授業概要（USBデータ）
10 2019年度 学生募集要項、11 2019年度 AO入試学生募集要項
12 2020年度 学生募集要項、13 2020年度 AO入試学生募集要項

備付資料 15 「卒業後評価アンケート」結果
17 委員会議事録 ①教務委員会 ③学生募集委員会
19 授業改善アンケート結果報告書、20 学習成果の評価綴り
21 学科・専攻会議事録 ②家政専攻 ③生活福祉専攻
24 高校一斉訪問面談記録、25 入試連絡懇談会面談記録
30 幼児教育学科チェックリスト、31 幼児教育学科履修カルテ
32 看護学科基礎看護学領域ループリック記録
33 進路一覧表等（平成29年度～令和元年度）
34 生活福祉専攻卒業時の到達目標と到達状況
35 幼児教育学科実習評価票、36 看護学科臨地実習要項
37 卒業認定会議資料、38 「卒業後評価アンケート（新様式）」
39 卒業生評価アンケート結果
40 『こう学習すればわかる 聴く・読む・調べる・書く コツはこれだ！
第4版』、41 飯田女子短期大学の特色、89 学習成果ノート

[区分 基準Ⅱ-A-1 短期大学士の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）
を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ①学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定めている。
- (3) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (4) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

＜区分 基準Ⅱ-A-1 の現状＞

各学科・専攻の卒業認定・学位授与の方針（DP）は、本学の卒業要件や各学科・専

攻の学習成果に対応するように編成している。本学及び各学科・専攻の卒業認定・学位授与の方針（DP）は、以下の通りである。

飯田女子短期大学

1. 他者を認めあい、『聞く』『問う』『語る』ことのできる学生
2. 無限なるものを感受できる学生
3. 他者と共感しつつ自主的に生きることのできる学生

更に、各学科・専攻の基本方針に基づき、広い知識と専門性を有して社会に貢献できる人を養成し、学位の授与を行います。

家政専攻

1. 養護教諭、医療事務もしくはデザインのそれぞれの実務に必要な専門的知識・技能・態度等を習得した学生
2. 習得した専門性を地域社会でより深めようと考えることができる学生

生活福祉専攻

1. 人権擁護の視点を持ち、高い倫理観を裏付ける幅広い教養を身につけた学生
2. 介護に関する制度・施策について基本的理解ができ、基本的な介護技術・知識および医療的ケアを習得し行動できる学生
3. 社会に通じるコミュニケーションの基本を理解し、利用者や家族及び多職種と連携が図れる能力を持っている学生
4. 慈しみの心をもって利用者の思いに寄りそうことができ、相手の立場に立って考えられる学生

食物栄養専攻

豊かな感性と各世代の「食生活」を支えるための知識と技能を修得し、自己成長し続けていける学生

幼児教育学科

1. 他者の生命と人権の尊重および最善の利益を考慮し、信頼関係に基づいた保育を展開できる学生
2. 保育の原理を基盤とし、多様化する保育ニーズに対応できる専門的知識・技能を習得した学生
3. 保育者としてふさわしい倫理観を備え、保育の職務内容及び責任を理解できる学生

看護学科

1. 慈愛に満ちた人格・識見を身につけ、みずからの看護観、生死観をもてる学生
2. 専門知識や技術を活用し、判断能力、応用能力、問題解決能力を身につけた学生
3. 保健・医療・福祉における看護の役割・機能を理解し包括医療に対応できる学生
4. 倫理観や研究的態度を身につけ、専門職者としての資質の向上がはかれる学生

令和元年度に学習成果の見直しに伴い、卒業認定・学位授与の方針（DP）の見直しを行った。令和2年度からの卒業認定・学位授与の方針（DP）は以下の通りとした。

飯田女子短期大学

1. 豊かな人間性を備え、高い倫理観と慈しみの心を持って他者と関ることができる学生
2. 専門的な知識・技術・態度を習得し、生涯学び続けることができる学生
3. 社会の課題に真摯に向き合い、発展・向上に寄与できる学生
更に、各学科・専攻の方針に基づき、広い知識と専門性を有して社会に貢献できる人を養成し、学位授与を行います。

家政学科

広い視野に立って生活を見つめ、生活課題に気づき、その課題解決を通して、生活の機能向上に寄与できる学生

家政専攻

1. 主体性のある生活者として家政学の専門的知識・技術・態度を修得した学生
2. 養護教諭、医療事務もしくはデザインのそれぞれの実務に必要な専門的知識・技術・態度を修得した学生
3. 修得した専門性を社会でより探究しようと思えることができる学生

生活福祉専攻

1. 人権擁護の視点を持ち、高い倫理観を裏付ける幅広い教養を身につけた学生
2. 慈しみの心をもって相手の思いに寄りそうことができ、相手の立場になって考えられる学生
3. 介護に関する制度・施策について基本的な理解ができ、基本的な介護及び医療的ケアに関する知識・技術を習得し行動できる学生
4. 社会に通じるコミュニケーションの基本を理解し、利用者や家族及び多職種と連携が図れる能力をもった学生

食物栄養専攻

豊かな感性と各世代の「食生活」を支えるための知識と技能を修得し、自己成長し続けていける学生

幼児教育学科

1. 他者の生命と人権の尊重および最善の利益を考慮し、信頼関係に基づいた保育を展開できる学生
2. 保育の原理を基盤とし、多様化する保育ニーズに対応できる専門的知識・技能を習得した学生
3. 保育者としてふさわしい倫理観を備え、保育の職務内容及び責任を理解できる学生

4. 他者の健康や安全を守り、常に命を預かっているという意識を持って実践している学生

看護学科

1. 慈愛に満ちた人格・識見を身につけ、みずからの看護観、生死観をもてる学生
2. 専門的知識や技術を活用し、判断能力、応用能力、問題解決能力を身につけた学生
3. 保健・医療・福祉における看護の役割・機能を理解し包括医療に対応できる学生
4. 倫理観や研究的態度を身につけ、専門職者としての資質の向上がはかれる学生

各学科・専攻における卒業認定・学位授与の方針（DP）に関わる卒業要件、成績評価の基準、各資格取得に関する要件を本学の学則（卒業要件は第6条、成績評価の基準及び単位認定は第11条、資格取得の要件は第7条）に明確に示しており、各学科・専攻で示した学習成果に対応した内容となっている。

各学科・専攻の卒業要件及び資格取得の要件については、短期大学設置基準や免許・資格取得に関する法令に則っており、卒業認定・学位授与の方針（DP）は社会的に通用性がある。

各学科・専攻の卒業認定・学位授与の方針については、それぞれの学科会及び専攻会において教員全体で定期的に点検している。

[区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程を、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ① 学科・専攻課程の学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ② 単位の実質化を図り、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ③ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ④ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
 - ⑤ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 学科・専攻課程の教員を、経歴・業績を基に、短期大学設置基準の教員の資格にのっとり適切に配置している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2の現状>

教育課程編成・実施の方針（CP）は、卒業認定・学位授与の方針（DP）に対応している。本学及び各学科・専攻の教育課程編成・実施の方針（CP）は以下の通りである。

飯田女子短期大学

学位授与の基本方針（DP）で明記している人を養成するために、以下のような方針で教育課程を編成します。

1. 教育課程を通じて、他者を認めあう心、無限なるものへの感受性、他者と共感しつつ自主的に生きる能力を養うことのできるように編成します。
2. 基礎教養科目は「美しく生きる」と「キャリアデザイン」を必修とし、『人間の理解』『人間と社会』『自然と生活』『外国語』『自己表現』『キャリア』の6分野から科目を選択として、建学の精神の学習と一生涯を見据えた学習が行えるように編成します。
3. 専門教育科目は、各学科・専攻の教育目標を目指し、専門能力を備えた社会に貢献できる人を養成するために必要な科目を開設し、学生の自由な選択と、各種免許・資格を取得できるように編成します。

家政専攻

1. 養護教諭、医療事務およびデザインの実務に必要な専門的知識・技能・態度の習得ができる教育課程を編成します。
2. 専門知識を伸ばしかつ多様な分野の学びを通して新たな創造ができる教育課程を編成します。

生活福祉専攻

1. 利用者の存在を尊重し、人権擁護の視点を持ち、高い倫理観を形成できるよう科目を編成します。
2. 一人ひとりの生活状況や状態を的確に把握したうえで、個別ケアを重視した専門的支援ができる力を育てるように科目を編成します。
3. 高齢者の生きてき時代や地域の伝統・文化の理解を深め、利用者の生活習慣や環境を理解できるような科目を編成します。

食物栄養専攻

1. 栄養士の職務とその重要性を理解させ、「食」にかかわる高度な専門的知識・技能の習得を図ります。
2. 対象者のライフステージに対応できる的確な判断力と指導力を養います。
3. 「食育」に関する豊かな知識と技術と心を習得し、実践的な食に関する指導力を養います。

幼児教育学科

1. 他者と共に生き、他者に寄り添うことができる保育者を養成できるように編成します。
2. 保育者として必要な基礎教養と専門的知識・技能を学修し、活用できるように編成します。
3. 保育者となるための専門的能力を備え、免許・資格を取得できるように編成します。
4. 多様化する保育ニーズに応えるための様々な資格を、学生が自由に選択し、取得することができるように編成します。
5. 保育についての理解を深め、生涯にわたって学び続ける態度を養うことができるように編成します。

看護学科

1. 人間理解につながる基礎分野

看護者は自己の人間観、生死観、看護観、健康観、さらには医療従事者としての倫理観や仏教的な看取りの心得を身につける必要があります。そのために、基礎的な科目に加えて仏教に関連した科目等を学び、看護職としてのキャリアデザインや倫理について自ら考えることで、看護の対象である人間を総合的に考えられるように授業を編成します。

2. 看護の素地となる専門基礎分野・専門分野

病気の成り立ちと治療、専門分野の看護知識と技術を習得し、対象に合わせた日常生活援助の展開を学べるように編成します。

3. 地域社会の実情に対応する看護教育

プライマリー・ヘルス・ケアでの看護の役割や在宅ケアを支える援助方法や地域社会が抱える諸問題について学び、具体的な援助展開ができるように授業科目を設定します。

4. 段階的臨地実習を取り入れた看護教育

専門分化・多様化する医療に対応できる判断能力や問題解決能力を養うために看護過程を主軸として、各実習を段階的に組み入れます。

5. 探究心を培うゼミナール(卒業研究)

個別指導にて学生自身が研究課題を明らかにし、課題解明に向けて研究の計画を立案し発表を行うことで、看護を探究する基礎を身につけられるようにします。

令和元年度に学習成果の見直しに伴い、教育課程編成・実施の方針（CP）の見直しを行った。令和2年度からの教育課程編成・実施の方針（CP）は以下の通りとした。

飯田女子短期大学

卒業認定・学位授与の方針（DP）で明記している能力を養うため、基礎教養科目・専門教育科目を系統的に編成します。

1. 教育課程を通じ、豊かな人間性、高い倫理観、他者とのコミュニケーション能力を養うことができるように編成します。
2. 基礎教養科目は「美しく生きる」と「キャリアデザイン」を必修とし、『人間の理

解』『人間と社会』『自然と生活』『外国語』『自己表現』『キャリア』の6分野から科目を選択して、建学の精神と、社会人として必要とされる学びが達成されるように編成します。

3. 専門教育科目は、各学科・専攻の卒業認定・学位授与の方針（DP）を目指し、専門性を備え社会に貢献できる能力を養うために必要な科目を開設し、各種免許・資格を取得できるように編成します。

家政学科

生活者として必要な高度の知識技能の習得を図り、社会の変化に対応できる創造性と実践的な態度を身につけられるように編成します。

家政専攻

1. 生活の主体者として家政学の知識・技術・態度の修得ができる教育課程を編成します
2. 養護教諭、医療事務およびデザインの実務に必要な専門的知識・技術・態度の修得ができる教育課程を編成します
3. 専門知識を身に付けかつ多様な分野の学びを通して新たな創造ができる教育課程を編成します

生活福祉専攻

1. 利用者の存在を尊重し、人権擁護の視点を持ち、高い倫理観を形成できるように科目を編成します。
2. 一人ひとりの生活状況や状態を的確に把握したうえで、個別ケアを重視した専門的支援ができる力を育てるように科目を編成します。
3. 利用者の生活習慣や環境を理解し、多様なニーズに対応できる力を育てるように科目を編成します。

食物栄養専攻

1. 栄養士の職務とその重要性を理解させ、「食」にかかわる高度な専門的知識・技能の習得が図れるように科目を編成します。
2. 対象者のライフステージに対応できる的確な判断力と指導力を養えるように科目を編成します。
3. 「食育」に関する豊かな知識と技術と心を習得し、実践的な食に関する指導力を養います。

幼児教育学科

1. 他者とともに生き、他者に寄り添うことができる保育者を養成できるように編成します。
2. 保育者として必要な基礎教養と専門的知識・技能を学修し、活用できるように編

成します。

3. 保育者となるための専門的能力を備え、免許・資格を取得できるよう編成します。
4. 多様化する保育ニーズに応えるための様々な資格を、学生が自由に選択し、取得することができるよう編成します。
5. 幼児教育・保育についての理解を深め、生涯にわたって学び続ける態度を養うことができるように編成します。

看護学科

1. 人間理解につながる基礎分野

看護者は自己の人間観、生死観、看護観、健康観、さらには医療従事者としての倫理観や仏教的な看取りの心得を身につける必要があります。そのために、基礎的な科目に加えて仏教に関連した科目等を学び、看護職としてのキャリアデザインや倫理について自ら考えることで、看護の対象である人間を総合的に考えられるように授業を編成します。

2. 看護の素地となる専門基礎分野・専門分野

病気の成り立ちと治療、専門分野の看護知識と技術を習得し、対象に合わせた日常生活援助の展開を学べるように編成します。

3. 地域社会の実情に対する看護教育

プライマリー・ヘルス・ケアでの看護の役割や在宅ケアを支える援助方法や地域社会が抱える諸問題について学び、具体的な援助展開ができるように授業科目を設定します。

4. 段階的臨地実習を取り入れた看護教育

専門分化・多様化する医療に対応できる判断能力や問題解決能力を養うために看護過程を主軸として、各実習を段階的に組み入れます。

5. 探究心を培うゼミナール（卒業研究）

個別指導にて学生自身が研究課題を明らかにし、課題解明に向けて研究の計画を立案し発表を行うことで、看護を探究する基礎を身につけられるようにします。

各学科・専攻の教育課程は、短期大学設置基準、養成する免許・資格取得基準に則り体系的に編成され、各学科・専攻で定めた学習成果が達成できるような授業科目を設定している。各学科・専攻で定めた学習成果は以下の通りである（提出-5）。

家政学科は、「生活者として必要な高度な知識技術の習得を図り、社会の変化に対応できる創造性と実践的な態度」の養成をめざした教育課程編成・実施の方針（CP）を根幹に据え、各専攻で授業科目を編成している。

家政専攻は、家政学の科目を卒業必修科目として設置し、専門教育科目として養護教諭、医療事務及びデザインの学習成果に対応した授業科目を編成している。

生活福祉専攻は、介護福祉士養成課程の「人間と社会」「介護」「こころとからだのしくみ」「医療的ケア」の各領域により、専攻及び課程の学習成果に対応した授業科目を編成している。

食物栄養専攻は、栄養士養成課程の「社会生活と健康」「人体の構造と健康」「食品と

衛生」「栄養と健康」「栄養の指導」「給食の運営」の各領域及びその他の領域ごとの学習成果に対応した授業科目を編成している。

幼児教育学科は、学習成果の評価で定めている保育士、幼稚園教諭の免許・資格取得に必要な授業科目を中心に授業科目の編成をしている。

看護学科は、看護師養成課程の「基礎分野」「専門基礎分野」「専門分野」に対応した授業科目を、カリキュラムマップに関連づけ体系的に編成している。

令和元年度は学生の学習時間の確保、学習成果獲得を目的としたキャップ制の検討を行った。学生が履修する単位の適正化を図るため、各年度における履修できる単位数の上限を定めた（備付-17-①）。

成績評価は短期大学設置基準に則って、学習成果の獲得により判定している。学習成果の獲得については、授業科目ごと定め、学習成果を具体的に可視化できるようシラバスに必要な項目（授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書、参考書）を明記している（提出-6、8）。

通信教育は、本学では実施していない。

各学科・専攻の教員は、短期大学設置基準のほか、教職課程認定基準、介護福祉士養成学校の指定基準、栄養士養成施設の設置基準、指定保育士養成施設の指定基準、看護師養成課程の基準に基づき配置しており、教員の経歴、業績、資格を適切に反映している。

各学科・専攻の教育課程の見直しについては、各学科・専攻及び教務委員会において毎年度、定期的に行っている。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-3の現状>

本学の教養教育の教育課程は、短期大学設置基準に則った幅広い教養と、専門科目を学ぶ上で基礎となる知識を修得できるように基礎教養科目（看護学科は基礎分野）を編成し、学則で規定している。基礎教養科目における必修科目には、本学の建学の精神に基づく「美しく生きる」と社会貢献を目指すために必要な「キャリアデザイン」を設定し、幅広く自らの興味・関心や進むべき分野の教養が身につけられるように選択科目を設定している。

各学科・専攻の専門教育と関連のある基礎教養科目については、免許・資格等の取得に必要な科目が分かるよう学生便覧に明示している。基礎教養科目の見直しを行い、学生の学力向上と資格取得へ向けた「介護福祉の基本」（平成29年度）、「数学基礎」（平成30年度）が開設された。

家政専攻においては、養護教諭免許取得に必要な基礎教養科目に準拠しており、基

礎教養科目と専門科目との関連が明確である。医療事務及びデザインでは、本学が定める基礎教養科目の卒業必修科目及び履修分野を提示し、幅広い教養教育を学生に示している。専攻内で基礎教養科目の評価、改善に取り組んでおり、「数学基礎」科目については、養護教諭免許取得に数学の基礎知識が必要であることを基礎教養会に要請し開講することとなった。また、「キャリアデザイン」では、内容と教育の効果について、専攻会で検討を行っている(備付-21-②)。

生活福祉専攻は、介護福祉士養成課程において教養教育の指定はなく、現在は専門教育との関連を明確にできておらず、切り離して位置づけているため、令和3年度からの新カリキュラム編成に向けて、教育課程の再編を検討していく必要がある。

食物栄養専攻では、「生物学」、「化学」などは、「食品学」、「栄養学」と深く関係しており、学生へ履修を促している。入学時オリエンテーションや基礎教養科目の授業内で、専門科目との関連性について詳しく説明している。

幼児教育学科では、幼稚園教諭二種免許状・保育士資格取得のための必修科目に指定されている基礎教養科目を多く設定している。保育者は、養護・教育に携わる職業であるため、基礎教養科目で一人の人間としての深く幅広い教養と総合的な判断力を培い、専門教育科目で他者にそれを活かせるように関連付けている。

看護学科の教養教育は基礎分野として、その内容と実施体制は確立している。教養教育に該当する基礎分野科目は初年次に配置し、看護学の専門科目を習得していく上で基盤となることをカリキュラムマップ等で関連を明確にしている。

基礎教養科目の効果については、授業改善アンケートにより測定している。アンケート結果を踏まえ、授業の到達目標に対する達成度や学生が身につけた知識・能力から学習成果を評価し授業改善につなげている(備付-19、20)。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-4の現状>

各学科・専攻は、職業教育として必要な能力を育成できるよう基礎教養科目に「キャリアデザイン」を編成しており、資格取得に向けて専門教育科目を履修できるように体制を整えている(提出-6、8)。各学科・専攻の職業教育に関する実施体制は、以下の通りである。

家政専攻の職業教育の実施体制は、養護教諭においては、授業で学校及び医療機関への実習、小中学校の授業や養護学校の見学を行っている。ゼミナールで児童生徒へ向けた歯科予防、咀嚼啓発を行っている。サークル活動で、不登校の児童生徒への学習支援に参加する体制がある。医療事務では、授業で医療機関での実習を行っている。デザインでは、学内外に制作物を発信する場所を設けている。学外へ向けて、制作したウ

エディングドレスを結婚式場で披露する企画を産学協働で行い、実際の職業との関連付けをしている。

生活福祉専攻では、「美しく生きる」及び基礎教養科目を基盤として、専門教育を重層的に組み立てて、高い倫理観をもった専門職の育成に努めている。また、1年前期では社会人として必要な生活の基礎を学ぶために「生活基礎演習」を配置し、1年後期に「キャリアデザイン」で、前期の「生活基礎演習」で習得したスケジュール管理能力等を基盤に、就職活動の見通しを立て、自らの将来設計をイメージしながら、1年の春休みにはインターンシップや「事業所説明会」を実施し、学生が希望事業所を訪問するようにしている。事業所説明会参加者及び開催事業所に対してはアンケートをとり、地域の事業所との連携に努めている。

食物栄養専攻では、職業への接続を図る職業教育として「キャリアデザイン」を実施している。具体的には「社会人に必要な力」「栄養士に必要な力」について、演習・実習を実施し自分のキャリアを考えるきっかけ作りをしている。一般的なキャリア教育の内容以外にも、卒業生による現場に出てから必要になる能力を話してもらったり、入学時に提出してもらったレシピを実際に作ったりする機会を設けている。

幼児教育学科の職業教育は自己形成を行う基礎教養科目をベースとして、他者に寄り添う保育者を目指し専門教育を行っている。教養教育における一般常識、人間性の構築は、そのまま保育の専門性を高めることにつながる。職業教育は、基礎教養科目の「キャリアデザイン」において現場で働く専門家や先輩の話聞き、卒業してからの自分の進路についてシミュレーションするところからスタートする。また、大学での講義・演習で培う知識・技能をもって実習を行い、その実習の振り返りを行った後、再び現場を経験する積み重ねによって、学びを現場につなげていくという体制を確立している。

看護学科では、1年次に履修する基礎教養科目「キャリアデザイン」を通じて、学科で独自に作成したテキスト『こう学習すればわかる 聴く・読む・調べる・書く コツはこれだ！ 第4版』（備付-40）により看護職に必要な「伝える力」の育成や具体的な看護師像を描く試みを実施している。2、3年次に病院や施設で行う臨地実習を通して、職業への接続を図る職業教育を実施しており体制が整っている。加えて、学科独自でもキャリアサポートセミナーを開催して看護職の現場を理解する体勢を確立している。

職業教育の効果については、「キャリアデザイン」の成績評価、就職先を対象として実施している卒業生評価アンケートの結果などで評価し、各学科・専攻会で検討することでその改善に取り組んでいる。生活福祉専攻では、ホームカミングデイを開催し、卒業生から現場で必要な力についての情報を聞き取り、改善に取り組んでいる（備付-39）。また、学外実習の打ち合わせの際に、介護事業所から本学卒業生の様子や課題について聞き取りをし、専攻内で共有・改善等の検討を行っている（備付-21-③）。幼児教育学科では、実習の評価、保育・教育実践演習での学生の学びの定着の検証を行い、改善に取り組んでいる。看護学科では、アンケートや自己評価、レポートを通じてその効果を測定・評価し教育の改善を行っている。

[区分 基準Ⅱ-A-5 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法（推薦、一般、AO選抜等）は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-5の現状>

入学者受け入れの方針（AP）は建学の精神及び各学科・専攻の目指す資格・免許を取得するための学習成果に対応している。本学及び各学科・専攻の入学者受け入れの方針（AP）は以下の通りである。

飯田女子短期大学

建学の精神である「うつくしく生きる」を目指す人を受け入れます。

1. 人と人とのつながりを大切にし、『聞く』『問う』『語る』の基本を学ぼうとする人
2. 深く真理を探究し、私たちが生かしているものへの感受性を養おうとする人
3. 私の人生が無意味でないことを知り、他者と共感しつつ自主的に生きようとする人
更に、各学科・専攻の方針に基づき、受け入れます。

家政専攻

養護教諭、医療事務またはデザインのいずれかに興味を持っている人

生活福祉専攻

人に深い関心と思いやりを持っている人

食物栄養専攻

1. 食べること、食事を作ることに興味を持っている人
2. 食の専門家をめざし、食の大切さを伝えることができる人
3. 人と人とのつながりを大切にできる人

幼児教育学科

1. 周囲の人と協調し、コミュニケーション能力の向上をめざす人
2. 保育の専門的知識・技能を積極的に学ぼうとする人
3. 他者への思いやりを持った行動ができる人

看護学科

1. ひとが好きで、かつ尊重して関われる人
2. 看護に興味・関心があり、意欲的に学ぶことができる人
3. 看護を学ぶための基礎的学力を備えた人

令和元年度に学習成果の見直しに伴い、入学者受け入れの方針（A P）の見直しを行った。令和2年度からの入学者受け入れの方針（A P）は以下の通りとした。

飯田女子短期大学

1. 短期大学における学修に必要な基礎的学力を有している人
2. 他者を大切にし、自分の人間性や倫理観について考えられる人
3. 専門的な知識・技術・態度を積極的に学ぶ姿勢のある人
4. 社会に対して関心を持ち、主体的に学ぶ意欲がある人

家政学科

広い視野に立って生活を見つめ、生活の機能向上のために努力できる人

家政専攻

1. 社会、家庭など生活環境に興味・関心を持っている人
2. 養護教諭、医療事務またはデザインのいずれかに興味・関心を持っている人
3. 生活に興味・関心を持ちその質の向上に貢献したいと考える人

生活福祉専攻

1. 人に深い関心と思いやりを持っている人
2. 福祉について学ぶ意欲のある人

食物栄養専攻

1. 「食べること」や「食事を作ること」など、食への強い興味を持っている人
2. 食の専門家をめざし、食の大切さを伝えることができる人
3. 人とのつながりを大切にできる人

幼児教育学科

1. 周囲の人と協調し、コミュニケーション能力の向上をめざす人
2. 幼児教育・保育の専門的知識・技能を積極的に学ぼうとする人
3. 他者への思いやりを持った行動ができる人

看護学科

1. ひとが好きで、かつ尊重して関われる人
2. 看護に興味・関心があり、意欲的に学ぶことができる人
3. 看護を学ぶための基礎的学力を備えた人

学校案内や学生募集要項に入学者受け入れの方針を明確に示している（提出-2、10、12）。また、入学者受け入れの方針（A P）は各学科・専攻で定められており、入学前の学習成果の把握・評価について明確に示している。入試選抜の方法は推薦入試、一般入試、A O入試等を整備しており、それぞれの学科・専攻の入学者受け入れの方針（A P）に対応している。令和元年度より指定校推薦・公募推薦・自己推薦や社会人入学者選抜で、入学者受け入れの方針（A P）に適した学力、思考力、表現力、判断力を判定できるよう小論文を課すようにした。A O入試では、学習意欲だけでなく思考力、表現力等も査定できるよう各学科・専攻でプレゼンテーション等を導入している（提出-11、13）。これらの入学者選抜の方法は毎年見直しをしており、志願者が受験しやすい時期を考慮し、本学で学ぶ基礎学力と学ぶ意欲が適切に測定できるよう高大接続の観点からも検討を行っている。

各入試の方法については、入学者受け入れの方針に基づく高大連携の観点により、それぞれ学科・専攻で選考基準を設定し、公正かつ適正に入学試験を実施している。各学科・専攻の基準は以下の通りである。

家政専攻では、推薦入試では個別面接、A O入試においては個別面接とプレゼンテーションを重視しており、受験者が入学者受け入れの方針（A P）を踏まえていることを確認し、学習成果を得る意欲の有無に重点をおき合否を判定している。一般入試においては、入学者受け入れの方針（A P）を踏まえた志願であることを前提に、学習成果を得るための基礎学力の有無に重点をおき合否を判定している。

生活福祉専攻では、面接試験により入学者受け入れの方針（A P）を確認し、入試における学習成果の把握・評価基準を定めて公正かつ適正に実施している。

食物栄養専攻の推薦入試では、入学前の学習成果について小論文を用いて評価している。また、面接の中で、得意料理などについて質問することで、入学者受け入れの方針（A P）に合致するか判定している。A O入試では、入学者受け入れの方針（A P）を面談時に確認している。それぞれの選抜について選考基準を設定し、公正かつ適正に実施している。

幼児教育学科では、A O入試、推薦入試で面接を行い、コミュニケーション能力、論理的思考に加え、将来保育者となることを想定して、幼児や施設利用者に対する自分の立ち位置をどのように捉えているか等を評価の対象としている。入学してからの学習意欲の持続が可能であるかを重要な観点とし、質問事項を精査して判定をしている。推薦入試では小論文、A O入試ではプレゼンテーションを課すことで、保育者に欠かせない文章力と、自分の思いを相手に伝える力を持つかを測定することとした。一般入試では入学前の学力を重視し、入学してからの学びに耐え得るかを観点としている。

看護学科では、A O入試と指定校推薦における面接はグループディスカッションを行い、グループの中で自分の考えを適切に述べる力を評価して、入学後に他者と関わ

る姿勢を推測する一助となっている。一方、公募推薦では志願者の個々の看護師志望動機をより明確に知るために個別面接を行っている。指定校推薦における評定平均値は、高校別に定め、毎年見直している。一般入試では、基礎学力を重視し、入学者受け入れの方針（A P）に合致する基礎学力が測れるよう学力試験を実施している。多方面から入学前の学習成果の把握ができるよう学力試験に加え面接試験も行っている。

指定校推薦の推薦者数及び評定平均値については、毎年、各学科・専攻で行われる専攻会での意見を受け教務委員会で検討を行い、拡大教授会で承認を得ている。

授業料等入学に必要な経費については、学生募集要項に明記している（提出-10、12）。

入試に関しては、入試事務局（教務課・広報課）を整備している。

志願者やその保護者からの受験に関わる問い合わせに対しては、オープンキャンパスをはじめ、進学ガイダンスなどの機会に対応している。オープンキャンパスでは、各学科・専攻での個別相談ブースのほかに、入試に関わる内容として問い合わせの多い小論文、面接対策について全体での説明会を実施している。また、これらの機会のほかに、電話での問い合わせ、随時寄せられる学校見学等の希望に対して、広報課職員と各学科・専攻の教員が連携し個別対応をしている（備付-17-③）。高校の進路指導担当教員への受験の問い合わせに対しては、高校一斉訪問や入試連絡懇談会などに行っている（備付-24、25）。広報課では、問い合わせ等に対応できるよう、学校案内を補足する内容を盛り込んだ資料を作成している（備付-41）。

一斉訪問や入試連絡懇談会の際、入学者受け入れの方針（A P）や入学者選抜の方法について高等学校の進路担当者や姉妹校の教員に意見を聞き取り、検討事項に盛り込んでいる。

【区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6の現状>

各学科・専攻の学習成果は、教育目的・目標を達成するように設定されており、その内容はそれぞれ具体的に示され、2年あるいは3年間で獲得することが可能である。各学科・専攻の学習成果は一定期間内で獲得できるように設定されている。

学習成果は、量的データあるいは質的データとして測定可能である。量的データとしてはアセスメント・ポリシーに示す卒業率、就職率、進学率のほか、成績評価、国家試験合格率、免許・資格取得率等を用いる。また、質的データとしては就職先からの評価のほか、学生のレポートや自己評価、ルーブリックなどを用いている（備付-30、31、32）。

各学科・専攻の内容は以下の通りである（提出-1）。

家政専攻の学習成果は、養護教諭、医療事務及びデザインの各分野に対して示している。その内容は、養護教諭という教育者として、医療事務という医療に寄り添う者と

して、デザインの知識と技術を持つ表現者として獲得すべき学習成果を具体的に示している。各分野の学習成果は2年間で獲得可能であり、意欲がある学生は、複数の分野を2年間で学んでいる。学習成果の測定については、成績評価、GPA、免許・資格の取得数、卒業制作における作品評価を用いる。

生活福祉専攻の学習成果は、アセスメント・ポリシーを定めて評価している。その学習成果は2年間で獲得できるようにカリキュラムを編成している。令和元年度は、卒業年度生の休退学はなく、卒業及び介護福祉士取得率は100%であり、到達目標が達成可能であることを示している。また、介護福祉士資格取得者は100%介護現場に就職しており、社会貢献しているといえる(備付-33)。介護福祉士養成課程における到達目標を踏まえて、それぞれの段階における到達目標を設定しており、具体的な評価基準によって測定可能である(備付-34)。

食物栄養専攻の学習成果は、栄養士養成に必要な能力を身につけることを定めており具体性がある。栄養士を目指す学生は、2年間で免許を取得しており、学習成果の獲得が可能である。学習成果を数値化しており、アセスメント・ポリシーで測定可能である。

幼児教育学科の学習成果は、保育者養成における必要な能力を身につけることを定めており、具体性がある。2年間で保育士資格・幼稚園教諭2種免許状を取得し卒業するため、学習成果は獲得可能である。学習成果はアセスメント・ポリシーで測定可能である。学習成果の測定に関して、実習施設での評価があり、到達度を外部の指導者によって客観的に評価する。評価票に関しては、全校保育士養成協議会より示されたミニマムスタンダードにおいて、保育所・幼稚園・施設毎に評価票の改訂を行った(備付-35)。

看護学科の学習成果は、看護師に必要な知識・技術・能力・倫理観を身につけるように設定しており、具体性があるものとなっている。学習成果は一定期間内で獲得可能となるように、3年間で科目が基礎から専門へと関連性を持って段階的に積み上げて行く形式で編成されている。一定期間に学習成果を獲得できていない学生に対しては、科目担当者を中心に、課題及びそのために必要な具体的な取り組み方法について面談を重ねながら学習の支援にあたっている。しかし、単位取得ができず留年となる者も存在する。学習成果はアセスメント・ポリシーにより測定可能である。授業評価は、学内での定期試験及びレポートや課題への取り組みが評価の対象であり、実習評価は、実習過程における対象理解、知識・技術の理解度など総合的に判断して測定するものとなっている(備付-36)。

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積(ポートフォリオ)、ループリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生・雇用者への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活

用している。

- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

＜区分 基準Ⅱ-A-7の現状＞

本学では、各学科・専攻のGPA分布を作成し教務委員会で各学科・専攻の学習成果の獲得について確認を行った。卒業認定会議時に、単位取得率、学位取得率、免許・資格取得率、医療事務等の資格試験合格率を教職員で共有している（備付-37）。介護福祉士及び看護師等の国家試験受験者数は、次年度の教育方法の検討に各学科・専攻で活用している。ポートフォリオに関しては、令和元年度、中長期計画にある入学から卒業までの学びが見える個人ノート（備付-89）の導入を実施するため、全学的に利用する共通ポートフォリオの検討を行った。本学では、学科・専攻毎に、専門分野が異なるため、全学共通部分である基礎教養・基礎分野に関しては、共通のポートフォリオを定め、「学習成果ノート」として活用することとした。各学科・専攻の専門分野に関しては、独自のポートフォリオを活用することとした。

学生への調査として「キャンパスライフに対するアンケート」、就職先を対象に行う「卒業後評価アンケート」を実施している。「キャンパスライフに対するアンケート」は、学生による自己評価を基にしており、分析結果を学内研究集談会にて教職員で共有している。「卒業後評価アンケート」は、在学中に獲得した学習成果が社会の要請に込えているか就職先に回答を得る目的で行っており、令和元年度で5年が経過した。分析・評価に関しては、各学科・専攻で行っている。インターンシップに関しては、一部の学科・専攻で行っており、参加率については現在活用できていない。大学編入学率、卒業率、就職率などについては教授会で確認・共有し、学生募集などの際に活用している。

学習成果の公表については、学位取得率、免許資格の取得率、資格試験合格率や介護福祉士及び看護師の国家試験合格率などをWebサイトに公表している（提出-3-⑥）

〔区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

＜区分 基準Ⅱ-A-8の現状＞

卒業生の就職先からの評価の聴取については、「卒業後評価アンケート」として平成26年度より平成30年度まで5年計画で実施した（備付-15）。「卒業後評価アンケート」の要項に基づき、各学科・専攻で評価し、その結果から卒業認定・学位授与の方針（DIP）及び具体的な学習成果の点検に活用している。

また、令和元年度はアンケートについて見直し質問項目を検討し、令和2年度から実施する新アンケート（備付-38）の作成を行った。

幼児教育学科では、学生調査や学生による自己評価、幼稚園でのインターンシップの記録のほか、卒業生の雇用者への卒業生調査を行っている。看護学科では「卒業後評

価アンケート」、実習先の指導者からの聴取により卒業生の状況を把握し、学習成果の点検に活用している。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

生活福祉専攻及び看護学科では、カリキュラム改正が実施される。それに伴うカリキュラムマップの見直しが必要になるため、卒業認定・学位授与の方針（DP）とカリキュラムポリシーについて点検していく必要がある。

本学全体でキャップ制を導入したことにより、教育課程編成・実施の方針（CP）のより効果的で現実的な提示にもつながったが、各学科・専攻での配当年次の見直しや時間割の調整を行い、学生の負担がないように柔軟に時間割を設定する必要がある。

本学全体においては、専門教育へつながる基礎教養についても検討だけではなく、地域や職域や社会や日常の生活が求める教養についても検討する必要がある。

基礎教育科目と専門教育科目の関連が明確になっていない学科・専攻があるため、2つの関連性について、カリキュラムマップに落とし込む必要がある。また、学生へわかりやすく示していく必要がある。

入学者選抜の方法について見直しを行う中で、本学で学ぶ基礎学力と学ぶ意欲が適切に測定できるよう、高校からの意見を聴取し学力の3要素も含めた検討を行っている。

単位取得ができず留年となる者が存在しており、一定期間内での学習成果を獲得できていない学生に対しては、今後も個別的に学習支援にあたることで学習成果の獲得をより一層強化していく必要がある。

各学科・専攻ではポートフォリオやルーブリック分布などの活用を始めているが、学校全体として共通のポートフォリオを検討したため、次年度より実施する中で運用しながら評価を行う必要がある。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

<根拠資料>

提出資料 1 2019年度学生便覧、2 飯田女子短期大学 学校案内 2020
3 飯田女子短期大学 Web サイト写し ⑦求人情報
6 2019年度 授業概要、9 飯田女子短期大学 学校案内 2019
10 2019年度 学生募集要項、12 2020年度 学生募集要項

備付資料 13 学外活動届、16 看護学科実習連絡会議録
17 委員会議事録 ①教務委員会 ④学生委員会
19 授業改善アンケート結果報告書
21 学科・専攻会議事録 ②家政専攻 ③生活福祉専攻
④食物栄養専攻 ⑤幼児教育学科 ⑥看護学科
29 キャンパスライフに対するアンケート結果、33 進路一覧表等
36 看護学科臨地実習要項、39 卒業生評価アンケート結果
42 2020年度 入学者選抜資料①②
43 入学手続者に対する入学までの学習支援のための書類
44 『学び直し支援模試』に関する資料
45 新入生対象 図書館ガイダンス日程表、46 文献検索ガイダンス資料
47 2019年度 飯田女子短期大学図書館 館内展示内容一覧
48 配慮願用紙、52 奨学生の状況
53 ハラスメントのない飯田女子短期大学 いっしょに考えましょう
54 就職活動ノート、55 模擬面接申込書・集計用表
56 2019年度 拡大教授会資料綴り

備付資料-規程集 19 飯田女子短期大学 長期履修学生規程(Ⅲ-9)

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 教員は、シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 教員は、学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教員は、教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。

- ② 事務職員は、所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 事務職員は、学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 教職員は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
- ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、学生の図書館又は学習資源センター等の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1の現状>

教員の学習成果の獲得については、学習成果のPDCAサイクルを使用し、各学科・専攻、教員それぞれが学習成果の獲得に向けた責任を果たしている。教員は、授業概要に示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価し、その学習成果の獲得状況を具体的に把握している。教員の授業の在り方が学生の学習成果に大きく影響を与えることから、教員は学生に対する授業評価を実施し、その結果を基に授業改善に取り組んでいる。各学期の中間に、授業への意見を自由記載で求め、その結果を受けて後半の授業で改善を図っている。また、学内公開授業を実施し、教員間で互いの授業を評価し、教員の授業・教育方法の向上に努めている。これらはFD活動として全教員で取り組んでおり、平成28年度に行われたFD研修会では、各学科・専攻で前年度の学習成果について、学生を対象とした学生満足度調査結果を基にその評価を行い、各学科・専攻を超えて学習成果の獲得を促す授業の在り方を考えた。

教員間の意志の疎通、協力・調整としては、カリキュラムマップにより授業担当者間で科目間の連携を図っている。教務委員会とSD委員会が連携し、学習成果と学習環境について学生を対象とした調査を実施しており、学年末休業期間に行われる学内研究集談会で結果の報告を行うことで、教職員で課題の把握をできる体制を整え、その改善に取り組んでいる。

各学科・専攻の教員は、その教育目的・目標の達成状況を把握し、その評価、検討を行っている。また、教員の学生に対する履修及び卒業までの指導については、入学時より、各クラスに担当教員を配置し、履修登録時の相談や、欠席が多い学生・学習面接が必要な学生へは適宜面談を行い、卒業へ向けて指導を行っている。月1回の各学科・専攻会の中で学生の動向について報告し、学科・専攻全体で学生の情報を共有し、学生の指導を行っている。

各学科・専攻の現状は、次の通りである。

家政専攻では、専攻教員は授業概要に示した成績評価基準により学習成果を評価しており、その学習成果の獲得状況を適切に把握している。また、学生による授業改善アンケートやアセスメント・ポリシーの結果を受けて、授業改善を行っており、カリキュラムマップ等を用いて担当者間で授業内容等の調整を図っている。教育目的・目標の達成状況は、専攻教員が専攻会で確認し合い、その評価を行っているほか、教員間で情報共有し連携を図ることで、専攻教員全員が、学生に対し履修及び卒業に至る指導ができる体制が整っている（備付-21-②）。

生活福祉専攻では、学習成果の評価を授業概要に示した成績評価基準に沿って行う成績評価とともに、介護福祉士養成課程としての資格取得率をもって行っている。授業担当教員がそれぞれの科目の到達目標に対する学生の自己評価をチェックし、学習成果獲得のための参考としている。教員は学習成果の獲得状況を適時把握し、基準に満たない学生や目標に到達できない学生については、個別指導を行っている。また、授業改善アンケートを実施し、専攻内での授業公開及びその後の検討会を行い、担当者間での意思の疎通を積極的に行い、授業の改善に努めている（備付-19）。各授業内容についてのワークシートを専攻教員にも配布することで授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っており、年度末に、専攻会で教育目的・目標の達成状況を把握・評価している（備付-21-③）。クラスアドバイザーが中心となり、学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。

食物栄養専攻においては、授業概要に示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を定期試験やレポート課題によって評価し、専攻会で共有・確認することでその獲得状況を適切に把握している。学生による授業評価（授業改善アンケート）を定期的に行い、その内容を受け、授業改善に活用している。中間期のアンケートで出た意見については、授業後半に改善するようにしている。食物栄養専攻では、研究室内に複数の教員を配置しており、授業内容について、担当者間で意思の疎通、協力・調整を図っている。毎月専攻会を実施し、学習成果の獲得状況や教育目的・目標に到達できていない学生を確認し、個別に対応している（備付-21-④）。

幼児教育学科では、教員は授業概要に示した成績評価基準に従い学生の学習成果の獲得状況を評価し、適切に把握している。基準に満たなかった学生には個別の指導を行い、単位取得及び卒業、免許・資格取得に至るように努めている。学生の学習成果は毎月の学科会で確認が行われ、教員間で共有されている（備付-21-⑤）。学生からの授業評価（授業改善アンケート）は定期的に受け、授業改善に努めている。保育内容の領域に関する科目では、授業担当者で共同研究をするなど、意思の疎通、協力体制を図っている。教育目的・目標を常に意識し、その達成状況を把握している。学生に対して卒業及び資格・免許取得のための適切な履修指導等を行っている。学習支援の必要な学生に対しては、科目担当者とクラスアドバイザーが連絡を密に取り、必要な指導、対応についての意見交換を行った上で、連携しながら指導にあたっている。

看護学科では、授業概要に示した成績評価の基準に沿って学習成果の獲得状況を教務委員やクラスアドバイザー、担当アドバイザー（1年生対象、学生5人程度に教員1人を配置）が連携して適切に評価・把握している。授業改善アンケート、学内授業参観

などの結果を基に教育目的・目標の達成状況を把握・評価し、教員個々の授業の改善に努めている。オムニバス形式の授業科目では、教員間の打ち合わせと授業内容の共有を適宜行い、学習成果の獲得を支援する体制をとっている。臨地実習は、実習別に目的・目標を明確に提示し、教員は実習先の指導者と連携して直接臨地指導するとともに、毎年実習連絡会議で協議しつつ学習成果が十分得られる体制をとっている（備付-16）。1年次よりクラスアドバイザー、担当アドバイザーを配置し、学生指導を行っている。3年次には、ゼミの担当教員が就職や卒業研究、国家試験対策に向けた支援を実施している。成績不振や基準に満たない学生に対しては、個別指導を複数回行っている。個別指導の記録は随時学科長に報告し、学科会を通じて教員間で共有している（備付-21-⑥）。留年となる学生については、面接担当教員（主に教授・准教授）が面談を行い、必要に応じて家族とも面談を行うなど、学生への支援をきめ細やかに行っている。

事務職員は、各部署の職務を通して学生と接しており、学内で共有されている各学科・専攻の学習成果を把握し、その獲得に向けて教員・学生のサポートを行っている。

教育目的・目標の達成状況については、拡大教授会・各委員会の報告、キャンパスライフに対するアンケート、授業評価アンケート、卒業生アンケート（備付-29、39）、事務職員会議等から把握している。

各部署では、履修に関すること、出席状況、卒業や免許・資格取得に必要な単位の状況などの情報共有を行い、学生が卒業するまでの間に様々な支援を行っている。

学生の成績記録については、学籍簿を作成し適切に保管している。

教職員の学習成果の獲得に向けた施設設備及び技術的資源の有効な活用については次の通りである。

図書館職員は、学生の学習向上のために、情報リテラシー基準（国立大学図書館協会教育学習支援検討特別委員会 2015）に基づき、きめ細やかで体系的な情報リテラシー教育を企画・実施している。学生の要望に応じて、レポート課題や卒業研究を行うための文献検索や情報検索の助言を行い、ネット環境で適正な情報を得る方法を指導している。年度当初、新生を対象に一斉オリエンテーション及びクラス別ガイダンス（備付-45）を行い館内の使用方法の説明をし、授業内でも情報検索技術指導（備付-46）を行っている。また、図書館員は、その知識・技術の向上のため、定期的に図書館職員研修会に参加し、学生の学習支援のための資質向上に努めている。

図書館では、推薦図書の見出し、案内表示、館内施設設備の適切配置、図書の選定、スマホアプリ導入等の工夫を常に行い、年間を通じ、各学科の授業内容や季節、社会のトピックス等に応じた情報をわかりやすく展示している。館内の展示コーナーは、その内容から2つ（特集コーナーと絵本コーナー）に分けられ、特集コーナーは館内の数か所で行われている（備付-47）。自動貸出機やBDS（無断持ち出し防止装置）を整備し、推薦図書の展示、文献検索及び取り寄せ、新聞雑誌の整理・展示など利便性向上に役立っている。

教員は、各1台のパソコンを所有し、授業や個人の研究、学生連絡のほか、教職員間の連絡・情報共有など大学の運営が効率的に行えるよう活用している。職員は、共通のシステムを利用して、学籍管理、成績管理、就職活動の記録、入試データ管理などし

大学運営の際の情報共有を行っている。その他、電子連絡網システム「オクレンジャー」は、Eメールやアプリを使用して全教職員・学生に向けた緊急性のある連絡やアンケート調査が行うことができ、学生支援と大学運営の向上に役立っている。

学生のパソコンの利用については、入学時に学習に適したパソコンの斡旋を行うほか、パソコン教室や図書館のパソコンを自由に利用できるように開放しパソコン利用を促進している。

パソコン教室は2部屋あり、空き時間に学生は自由に利用することができる。授業の課題で出されたレポートの作成、研究、情報検索やデータ処理、資料作成などで使用している。図書館にも学生が利用できるパソコンが設置され、文献検索やレポート作成などに広く活用されている。

また、学内にはLANが整備されており、無線LANは、学生ロビー、学生食堂、看護棟、図書館、寮食堂、寮ロビーに設置され、学生も接続ができるようになっている。LANの管理は、事務局が専門業者に委託し管理を行っている。

教員は、教育課程や学生支援を充実させるために、各自がタブレット端末や携帯端末も含め、授業展開に活用したり、課題をネットワークに介して提示する方法を研究したりと情報活用技術の向上を図っている。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 学習成果の獲得に向けて、通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 学習成果の獲得に向けて、進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 必要に応じて学習成果の獲得に向けて、留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

＜区分 基準Ⅱ-B-2の現状＞

入学手続き者に対して、手続き完了後、入学式等の案内の中に学生生活がスムーズに行われるように、通学に関する書類や傷害保険加入説明書を同封している。また配慮を必要とする学生には配慮願いを提出することで、希望があれば入学前に相談に応じる体制を整えており、学生課が窓口となりクラスアドバイザーと共に面談を行っている。また、入学までに各学科・専攻の学びに関心が持てるようそれぞれの各学科・専攻で入学前教育を行っている（備付-42、43）。

生活福祉専攻では、入学までに授業や学生生活についての情報を提供し、入学後の授業にスムーズに入れるように入学前課題を送り、入学までにやり取りを2回実施し、2月下旬に入学予定者を集めて入学前課題の確認とガイダンスを行っている。

食物栄養専攻では、入学前にやるべきことをまとめた書類、入学前課題（計算問題、レシピ作成）を発送し、入学後に添削指導を行っている。

幼児教育学科では、入学手続き者に対し2月末に入学前オリエンテーションを行っている。その中で、授業の様子、学生生活についての情報を提供している。4月から授業にスムーズに入っていけるように、アイスブレイクを行ったり、学習の動機付けとなるような書籍を紹介したり、入学までに必要な学習準備を促している。

看護学科では、早い時期に入学が決定している生徒については、基礎学力の充実と専門科目を学ぶにあたって必要となる一般教養の獲得のため、課題提出を課し添削指導を行っている。

新入生に対して入学式前に新入生オリエンテーションを実施し、授業や学生生活について事務局の担当者が学生便覧（提出-1）を用いて説明を行っている。

入学式の後、保護者向けオリエンテーションの中で、短期大学での学びや短期大学での生活について保護者に対して説明を行っている。また、入学後のオリエンテーションでは学習成果の獲得へ向けて、学科・専攻長及びクラスアドバイザーから、学科の特色、教育理念及び教育目標、授業概要、卒業要件、免許・資格取得に必要な科目の履修登録、実習、学習における必要事項及び学生生活についての説明を実施している。

学生の学習成果の獲得へ向けて、学生便覧の発行をしている。学生便覧には、建学の精神をはじめ、各学科・専攻の3つの方針、カリキュラム、学則、学生生活上の注意事項等を記載している。また、学生が目指す免許・資格の情報を一覧にした免許・資格一覧を発行していたが、令和元年度の見直しの際、学生便覧にその情報をまとめるようにした。毎年、学生便覧の内容については、見直しを行っている。新入生オリエンテーションの際には、資料として使用し学習、学生生活での共通の理解を促している。

基礎学力が不足する学生に対しては、各学科・専攻で個別指導や補習等の学習支援を行っている。また、短期大学全体のリメディアル教育として、教務委員会で国語・数学・英語の3教科に対する学び直し支援模擬試験を令和2年度より実施することとした（備付-44）。成績不振の学生に対しては、各学科・専攻で補習授業等の支援を行っている。

学生が抱えている学習上の悩みなどに関する相談には、各科目の担当教員やクラスアドバイザーがその指導、助言を行っている。その他、オフィスアワー、クラスミーティング、ゼミナールなどで、学生が個別に相談を行っている。

本学では通信教育は行っていない。

成績優秀な学生に対しては、学校全体での学習上の配慮は行ってこなかったが、令和元年度にキャップ制の検討を行い、GPAが基準以上の学生には履修科目の単位上限を多く履修できるように設定することを定めた。進度の早い学生、または優秀な学生に対しては、卒業研究を勧めている。

令和元年度まで、留学生の受入れ及び留学生の派遣は行ってこなかった。令和2年度に幼児教育学科で1名留学生を受け入れることとなった。今後、受け入れた留学生の学習状況に応じて、学修支援の有無を検討する必要がある。また、留学生の派遣（長期・短期）については、現在行っておらず、検討の段階に至っていない。

年度末に各学科・専攻において、アセスメント・ポリシーを用いて学習成果の獲得状況を量的・質的データを分析・評価することで、学習支援の方法を確認している。学生の基礎学力に合わせた取り組みについては以下の通りである。

家政専攻では、学習成果の獲得に向けて、進度の速い学生や優秀な学生に対して、養護教諭において自主的な学びを支援できるよう教職教養の学習時間を設け、専攻教員が個別に学習指導する時間を週2回、40分程度設けている。

生活福祉専攻は、1年後期以降は、成績及び取得単位の状況を確認しながら、成績不振者にはクラスアドバイザー及び科目担当教員が個別指導を行い、定期試験の結果によって不可になった学生については、再試験の前に補習を行っている。クラスアドバイザーは、年度当初に全員面接を行い、1年後期からは、専任教員全員が担当学生を受け持ち、国家試験対策及び学習上の悩みなどの相談に対応し、適切な指導助言を行う体制を整備している。進度の速い学生には、個別のニーズに対応し、優秀な学生には、最終実習の事例研究において全体発表の機会を与えている。

食物栄養専攻では、基礎学力が不足している学生に対し補講等を行い、学習上の悩みなどの相談は専攻教員が受けている。進度の速い学生や進学を希望する学生に対しては、卒業研究等を通して学習支援を行っている。そのほか、進学を希望する学生を対象に編入学試験対策を行っている。

幼児教育学科では、優秀な学生には選択科目である卒業研究などを勧め、より深い学びができるよう支援している。

看護学科では、学業不振で留年となった学生や、履修状況から3年間では卒業が困難となりそうな場合には、クラスアドバイザーや学科教務委員、さらに教授及び准教授が継続して面接し、状況把握しながら問題解決・課題改善に向けて支援を行っている。また、単位修得ができなかった実習科目については、単位取得に向けて実習配置を工夫するなどの配慮をしている。学習上の悩み、友人関係や精神的な問題には、関係教員が連携し、学科会で情報共有し学生への指導をきめ細かく行い、学習意欲の維持、喚起に努めている。1年生のアドバイザー体制は、クラスアドバイザーと担当アドバイザーによる複数体制のサポートであり、適切な指導助言を行う体制となっている。学習速度が速い学生あるいは学習意欲が高い学生に対して、ゼミナール（卒業研究）において高度な調査課題を課したり、専攻科進学への関心が高まったりするような指導をしている。以上の学習支援方策に関する取り組みについては、学生への関わりの経過記録を残しており、学科会などを通じて適宜報告し対応を点検・確認している。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舍が必要な学生に支援（学生寮、宿舍のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-B-3の現状>

学生の生活支援に関して、年度当初に学務分掌により学生支援の体制を示している。学生指導については、学生委員会、障害学生支援委員会、アドバイザー会等を組織している。学生委員会では、学生の就職支援、奨学金、傷害保険、寮生活、アパートの一人暮らし、通学に関する届出、アルバイト、ボランティア等多岐にわたる内容について支援している。また、学生課が学生生活支援の窓口となっており、松尾寮職員が寮生の生活支援にあたっている。健康やメンタルヘルスに関することは健康センターで行っている。学生の生活支援は全学的な連携を図るために、拡大教授会・各学科・専攻会において情報の共有を図っている。

学生の自治組織として学生会があり、同好会を含めたクラブ活動、学園祭、開学記念行事などを学生が主体的に企画し、活動を行っている。学生会の活動を支援する体制として、学生会顧問が置かれ、教員2名・職員1名で構成している。学園祭を行う際には、事務職員が学園祭の係分担ごとに配置され、学生の支援を行っている。

学生へのキャンパス・アメニティとして、学生食堂を運営しており、そのほかに売店が設置されている。学生食堂や売店では、学生の要望に基づいてメニューの改善や、販売する商品の要望に応じている。その他、アメニティとして、パウダーコーナーの設置

や、キャンパスライフに関するアンケートで要望のあった、学生が他人の目を気にせずにいられるスペースを、食堂内に設置した。

県外から入学する学生へ向けて、入学時にアパートの紹介を行っているほか、本学の敷地内に学生寮を設置している。学生寮は、寮職員が常駐し生活全般の支援を行っており、寮内には寮生で組織する「野菊の会」が寮生活の運営にあたっている。

本学は公共交通機関の接続が悪く、自宅から通う学生の多くは自家用車を使用して通学する。敷地内には、約 400 台の駐車が可能な学生駐車場を整備し、自家用車で通学する学生に対しては、駐車許可証を発行し任意保険加入を義務づけている。

学生への経済的支援のための制度として、本学独自の奨学金制度（貸与型無利子）、東本願寺より支給される東本願寺奨学金（給付）制度を設けている。その他、日本学生支援機構、地方公共団体、民間育英団体等の奨学金制度、介護福祉士修学資金、保育士修学資金の奨学金制度について経済的支援が必要な学生へ案内を行っている（備付-52）。新生生に対しては、オリエンテーション時に説明会を開催し、奨学金が貸与できるように支援し個別相談を行っている。

令和 2 年度より行われる高等教育無償化の新制度に対しては、入学後に制度を利用できるように入学予定者に向けて合格発表時に資料を送付、在学生へ向けて説明会を開催、保護者向けに郵送で周知を行った。経済的理由により学業を諦めないよう常に相談ができる体制を整えている。

学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングについては、衛生管理者を健康センターに配置し、健康センター職員及び委員会が中心となり、各部署と連携し組織的な対応を行っている。健康センターは処置スペースと相談室を分けており、体調を崩して静養している学生と、相談を必要とする学生への対応に配慮している。学生の健康診断は、4 月当初に全学生対象に実施している。学生のメンタルヘルスとして、希望する学生は、学内・学外の臨床心理士によるカウンセリングが受けられる体制を整えている。また、学生は様々な悩みを抱えているため、教員だけでなく、健康センターや学生課、事務職員も相談に応じている。学生が相談しやすいよう、教職員全体で対応を行っている。

キャンパス内のハラスメントに対する対応は、ハラスメント防止委員会と相談員を設置し、相談を受けた事例に対して関係部署と連携を図り対応している。相談員やハラスメントに関する対応については、学生便覧に掲載するとともに、ハラスメントに関するリーフレットを作成し学生へ配布している（備付-53）。

学生生活に関して学生の意見や要望を聴取するために SD 委員会で年 1 回キャンパスライフに対するアンケート（備付-29）を行っている。また、学内に 2 か所学生提案箱を設置しており、定期的に学長及び副学長が確認し学生の提案に対応している。

現在、留学生の在籍はなく学習及び生活を支援する体制を整えていない。令和 2 年度に幼児教育学科で 1 名留学生を受け入れることとなった。日本の大学で学んだ経験があるため、必要に応じて学習支援、生活支援をする体制を整える予定である。

社会人学生の学習支援として、長期履修学生制度、科目等履修生制度を設けている（提出-2、9、10、12）。

障がいを持った学生の支援については、障害学生支援委員会を設け対応している。

施設の整備については、校舎の構造上、エレベーターの設置が困難なため、スロープや手すりの設置による対応を行っている。配慮を希望する学生には、入学前に配慮願（備付-48）を提出してもらっている。また、面談希望者には入学前に関係者による面談を実施し、現在の状況と本人が学ぶ上で配慮して欲しい要望を事前に聞き取り、クラスアドバイザー、授業担当者、健康センター、教務課等と連携を図りながら入学後の学習支援を行っている。令和元年度は、身体障がいをもつ学生が入学したため、授業教室の配慮を行った。また、松尾寮に入寮したことから、寮での生活支援を検討し（備付-17-④）、浴室の手すり付階段の設置等を行った。

長期履修生に対しては長期履修学生規程を整備し（備付-規程集 19）受け入れる体制を整えている。令和元年度は家政専攻 2 名、幼児教育学科 2 名が在籍した。

学生課で外部からのボランティアに関する受付窓口と学生への情報提供を行っている。学生には学外活動届の提出を義務付け、活動参加状況を把握している（備付-13）。学生のボランティア活動に対する評価として、令和元年度より「社会貢献活動」として単位化を行った。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

就職支援については、学生委員会、学生課、クラスアドバイザーが中心となり行っている。本学独自で就職活動の手順を示した『就職活動ノート』（備付-54）を作成し、1年次から学生へ配布し就職活動を進めている。就職試験に向けて、履歴書の添削指導、模擬面接の実施（備付-55）、等の個別指導を学生課が窓口となり行っている。模擬面接は、本番に近い形で実践的に行われ、教員だけでなく事務職員も面接官となり 2 名で行い、教職員全体で学生の就職支援を行っている。

就職支援を行う学生課には、地域・業種別で求人票が揃えられており、公務員試験情報や、企業説明会の情報を掲示板で掲示している。学生課内には、求人票を検索（提出-3-⑦）できるパソコンがあり、学生は企業にエントリーすることが可能である。学生はいつでも過去に就職した卒業生の面接内容等の記録を閲覧することもできる。

学生課では職員を 4 名配置（常勤 3 名非常勤 1 名）し、そのうち 1 名はキャリアコンサルタントの資格を有しており、個別に就職相談を行っている。就職相談を行った学生データは、学生ごとに就職活動記録として保存し、その情報を共有することで、誰が相談に来ても学生課全員で対応できる体制をとっている。

公務員や教員を目指す学生に対する支援として、公務員試験対策講座、教員採用模

擬試験を開催している。

就職内定者や就職先の状況は、拡大教授会で報告し教職員全員で共有している（備付-56）。最終的な就職者は5月1日現在の状況を学科別職種、正規・非正規にし、全教職員で共有している（備付-33）。各学科・専攻では、学生課と連携して就職状況进行分析・検討し学生の就職支援に活用している。

進学希望者には、希望する大学の学校案内を使用して相談に応じている。編入学希望者には、本学の指定校推薦枠の情報一覧を掲示している。留学に関しては、現状では、希望する学生がいないが希望者が出た場合は対応を行うようにする。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

現在、本学図書館に所蔵されている書籍は約7万冊であるが、この冊数は図書館の収納量を超えており、今後、現代社会の現状や学生のニーズに合わせた書籍を順次取り揃えていくためにも、書籍の収納スペースを拡大する必要がある。また、自動貸し出し機、BDS（無断持ち出し防止装置）、LAN等については、年数が経過しているため、学生支援を円滑に行うためにも機器の順次入れ替えを検討していく必要がある。

学習成果の獲得に対して、課題を抱える学生が年々増加傾向にあり、相談件数は増えている一方で、自分から不安や悩みを発信できない学生も存在している。教職員の連携を強化し、学習成果の獲得に向けて、多様な学生への支援をより充実させる必要がある。

留学生の受入れは今まで行ってこなかったが、令和2年度に1名留学生を受け入れることとなった。今後、受け入れた留学生の学習状況に応じた支援方法を検討する必要がある。

学生のボランティア活動を単位化したため、今後その実施後の評価を行い、課題があれば検討する必要がある。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

特になし

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

学習成果の獲得の取り組みについては、教務委員会を中心として方針を立て、各学科・専攻会での協議をPDCAサイクルに沿って計画的に活動を推進した。

卒業認定・学位授与の方針（DP）の学則への規定については、常に見直しをしていく方針であるため、教育課程編成・実施の方針（CP）、入学者受け入れの方針（AP）ともに学則への規定は見送った。但し、Webサイトや学校案内、学生便覧への公表は行っている。

学習成果の測定方法についても、各学科・専攻でアセスメント・ポリシーに定め、それを明確にした。非常勤教員との連携については、担当科目に合わせ、各学科・専攻で連絡会や打ち合わせを実施している。また、授業改善アンケートについても非常勤教員が実施できる体制を整備した。

卒業生の就職先への調査は、平成26年から5カ年計画で「卒業後評価アンケート」を実施した。予定通りの回収を終え、学生委員会が中心となって各学科・専攻にて結果をまとめ、教育活動及び卒業認定・学位授与の方針（DP）の検証を行い教育の効果につなげていくPDCAを確立することができた。

カリキュラムマップについては、分野ごとに卒業認定・学位授与の方針（DP）を達成するための学習成果を明示し、教員間の連携や学生の学びの理解につながっている。

FD委員会とSD委員会の連携については、共通研修会が開催されるなど、その連携がより強化された。

基礎教養科目では基礎学力、基礎知識の向上を目的に、平成29年度に「介護福祉の基礎」、平成30年度に「数学基礎」を開講した。

また、入学前教育では各学科・専攻で入学前に課題を提示し、入学後、それぞれに適した方法で確認を行っている。

リメディアル教育では各学科・専攻で基礎学力が不足している学生を把握し、個別に対応しており一定の効果をあげている。令和2年度より、基礎学力をつけたい意欲がある学生に対応するため、「学び直し支援模擬試験」を開催する予定である。

学生への様々な支援については、日常の学生の様子やキャンパスライフに対するアンケート等により、学生の要望や必要とする支援を明確にし、学科会・専攻会、各委員会、健康センター、事務局がそれぞれの立場で連携を図り対応した。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

生活福祉専攻及び看護学科では、カリキュラム改正が実施され、それに伴うカリキュラムマップの見直しが必要になるため、改正に合わせて見直しをして、卒業認定・学位授与の方針（DP）と教育課程編成・実施の方針（CP）について点検していく。

本学全体でキャップ制を導入したことに伴い、各学科・専攻での配当年次の見直しや時間割の調整が難しくなった部分はあるが、担当教員と相談しながら、なるべく学生に負担の少ない時間割となるよう設定していく。

基礎教育科目と専門教育科目については、教務委員会の中で確認した上で、各学科・専攻が2つの関連性について検討しカリキュラムマップに反映させる。また、学生便覧及び授業概要において学生へ分かりやすく示していく。

学力の3要素を的確に測定できるように推薦入試に関しては小論文試験の導入を行っているが、一部学科で一般入試について測定できる仕組みがまだ整っていないため、測定できる方法について検討を行う。

学習成果の獲得が難しい学生については、授業や実習への出席や課題の提出状況を常にチェックし、より早い段階で把握し教員間で情報共有し、必要に応じて個別での学習支援を行っていく。

令和2年度より、共通のポートフォリオを実施することとなった。1年間をかけて実施し方法などの見直しを行っていく。

書籍の収納スペース拡大は、すぐには行うことができないため、随時、除籍し新旧の入れ替えによって学生のニーズに合わせた書籍を取り揃えていく。また、図書館の機器に関しては、計画的に入れ替えを行っていく。

学習成果の獲得へ向けて、課題を抱える学生の情報共有・個別支援するために、クラスアドバイザー及び学科教員、健康センター、学生課等、教職員が連携し、多様な学生への支援を充実させる。

留学生の受け入れに関して、本学で学ぶだけの日本語能力を有した学生に対して入学の受け入れを行ったが、今後、入学後にも日本語能力を高める支援を検討していく。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

＜根拠資料＞

備付資料 3 リスクマネジメント体制に関する覚書

17 委員会議事録 ⑤FD委員会 ⑥SD委員会

29 キャンパスライフに対するアンケート結果

60 飯田女子短期大学紀要 ①第34集 ②第35集 ③第36集

62 専任教員の研究活動状況表、64 教員以外の専任職員の一覧表

65 SD研修会資料、66 危機管理ガイドライン、67 自衛消防団組織表

68 FD通信、69 事務職員会議議事録

備付資料-規程集 6 学校法人高松学園組織規程(Ⅱ-1)、7 学校法人高松学園文書取扱規程(Ⅱ-2)、8 学校法人高松学園公印取扱規程(Ⅱ-3)、9 学校法人高松学園稟議規程(Ⅱ-4)、32 飯田女子短期大学図書・学術委員会規程(Ⅳ-4)、33 飯田女子短期大学図書・学術委員会細則(Ⅳ-5)、36 飯田女子短期大学FD委員会規程(Ⅳ-8)、37 飯田女子短期大学SD委員会規程(Ⅳ-9)、43 飯田女子短期大学就業規則(V-2)、44 飯田女子短期大学教職員任用規程(V-3)、46 飯田女子短期大学教員選考規程(V-5)、49 学校法人高松学園定年規程(V-8)、50 学校法人高松学園定年退職者の再雇用に関する規程(V-9)、51 学校法人高松学園育児・介護休業規程(V-10)、65 飯田女子短期大学裁量労働取扱規程(V-24)、73 飯田女子短期大学学術研究等助成規程(VII-1)、74 飯田女子短期大学紀要投稿規程(VII-2)、76 飯田女子短期大学研究活動上の不正行為への措置等に関する規程(VII-4)、77 飯田女子短期大学における人を対象とする研究に関する倫理規程(VII-5)、

[区分 基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足しており、それを公表している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員(兼任・兼担)を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を遵守している。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置し

ている。

(7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

＜区分 基準Ⅲ-A-1の現状＞

各学科・専攻の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足しており、免許資格取得に必要な教員を配置している。

専任教員の職位は、採用時及び昇任時に「飯田女子短期大学教職員任用規程」（備付-規程集 44）及び「飯田女子短期大学教員選考規程」（備付-規程集 46）に基づき、学位、教育実績、研究業績、その他の経歴等の提出を受け、専任教授会において短期大学設置基準の規定を充たしており、適切な人材であることを確認した上で決定している。専任教員の職位及び教育実績、研究業績等は、Web サイトで公表している。

学科・専攻において、教育課程編成・実施の方針（C P）に基づいて教員組織を整備しており、専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）及び非常勤助手を配置している。

非常勤教員の採用は、専任教員と同様に、学位、研究業績、その他の経歴等、専任教授会において短期大学設置基準の規定を充たしており、適切な人材であることを確認した上で決定している。

補助教員は配置していないが、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針（C P）に基づいて、特別講師・授業サポーターを適宜依頼している。

教員の採用、昇任は「飯田女子短期大学就業規則」（備付-規程集 43）及び「飯田女子短期大学教職員任用規程」、「飯田女子短期大学教員選考規程」に基づいて行っている。教授会で決定された採用・昇任については、学長より理事会へ提出され、最終的に理事会の承認を得ている。

各学科・専攻の状況は以下の通りである。

家政専攻では、専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足しており、養護教諭免許取得に関する関係法令の基準も充たしている。非常勤教員は実務経験が豊かな教員、専門分野に精通した教員を配置し、学生の各専門分野の知識・技術のさらなる向上を期待している。医療事務の資格に関する科目については外部講師に依頼している。

生活福祉専攻では、介護福祉士養成学校における専任教員及び医療的ケア担当教員に関する指定基準を充たしている。専門科目における科目間連携を重視する観点から専任教員を中心に編成し、非常勤教員の担当科目も専任教員とのオムニバスにすることにより連携を図っている。演習科目については、2名の専任教員で授業を行っており、補助教員等は置いていない。

食物栄養専攻の専任教員は、栄養士養成施設の施行規則及び、栄養教諭免許取得に関する関係法令の基準を充たしている。教育課程編成・実施の方針（C P）に基づき専任教員と非常勤講師を配置している。専任の助手を3名配置し、安定した学習を可能にしている。

幼児教育学科では、保育士養成施設指定基準で定める教員数を充足しており、幼稚園教諭免許に関する関係法令の基準も充たしている。非常勤講師は、よりきめ細かい指導ができるように人員確保を行っている。

看護学科では、看護師学校養成所の指定基準に定める教員数を充足している。臨地

実習及び学内演習の充実を図るため、非常勤助手を配置している。専門基礎分野の一部の科目に非常勤講師を配置しており、学生の学習成果が十分得られるように、教務課・学科教員・非常勤講師とで連携をとっている。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員個々人の研究活動の状況を公開している。
- (3) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (4) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (5) 専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。
- (6) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (7) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (8) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (9) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (10) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (11) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

専任教員の研究活動は、各専門領域の研究の他、学生の教育課程編成・実施の方針（CP）に基づき、それを意識したFD研究を行い成果をあげている。所属する関連学会等を通じて発表している論文、共同研究、科研費への申請や専門領域に基づいた研究内容となっている（備付-62）。

専任教員の研究活動については、毎年「飯田女子短期大学紀要」（備付-60-①②③）を発行し公開している。教育研究活動の成果は Web 上で検索・閲覧が可能となっており、毎年更新している。図書館では、「信州共同リポジトリ」に参加し、「飯田女子短期大学リポジトリ」（<https://iidawjc.repo.nii.ac.jp/>）を構築しており、研究活動を公開している。

外部研究費等は、教員と事務局の連携により獲得している。

研究活動に関する規程は、「飯田女子短期大学図書・学術委員会規程」（備付-規程集 32）に定められておりその規定の細則「飯田女子短期大学図書・学術委員会細則」（備付-規程集 33）の中に、本学紀要、学内研究集談会、学術研究等助成について定められている。また、「飯田女子短期大学学術研究等助成規程」（備付-規程集 73）に基づき学

内共同研究助成、法人内共同研究助成、海外航空運賃助成、出版助成、本学で開催する学会等の開催経費助成が行われている。

研究倫理を遵守するための規程は、「飯田女子短期大学研究活動上の不正行為への措置等に関する規程」（備付-規程集 76）に定められており、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならない旨を明記し、研究倫理委員会を設置している。また、倫理を遵守した研究活動を推進すべく、「飯田女子短期大学における人を対象とする研究に関する倫理規程」（備付-規程集 77）のもとに研究倫理審査委員会が設置されている。研究倫理審査委員会では、学内の教職員の他に、専門知識を持った学外者が委員として構成されている。委員会では、教職員に対し研究倫理についての啓発・研修などの活動を行っている。研究や研究指導を行う前に、研究の不正防止に関する研修と人を対象とする医学系研究に関する研究をAPRINによるeラーニングを通じて学習することを課し、その修了証明の提出を義務付けている。その上で、研究内容及び倫理的な問題がないかどうかを事前に確認して研究計画を立てるように学内に周知している。eラーニングは、事務局と連携して学習体制を整備している。

「飯田女子短期大学紀要投稿規程」（備付-規程集 74）に基づき「飯田女子短期大学紀要」を年 1 回刊行している。また、本学教職員の様々な分野の研究成果の報告や評価、相互連携を目的として「学内研究集談会」を毎年開催している。令和元年度、紀要は第 36 集を刊行し、学内研究集談会は第 24 回目を迎えた。

教員の学術分野に応じた研究活動が実施できるように、全教員に個人研究室もしくは共同研究室を整備している。

研究・研修時間の確保は、原則として授業のない時間を利用して、週に 1 日程度の研究に充てることとしている。授業などにより定期的な研究日を設けることができない学科・専攻もあり、長期休業期間を利用して教育研究活動を行っている場合が多い。

専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席に関する規程については、留学のみ整備に至っていない。

FD活動は、「飯田女子短期大学FD委員会規程」（備付-規程集 36）を整備した上でFD委員会を組織し、必要に応じて委員会を開催し、教員の教育活動等の向上に資する活動を行っている（備付-17-⑤）。FD活動として、新任教職員オリエンテーション、授業改善アンケート・学内公開授業・学習成果の評価の集約、FD講演会・研修会の開催、FD通信の発行であり、令和元年度のFD講演会では学習成果の可視化を課題にあげ、その効果的で具体的な取り組みについての講演を行った。そこから学習成果の可視化、能力の育成・評価の視点、教育の質保証の考え方等、多くの知見を得た。FD活動についてはFD通信にまとめ、Webサイトにより学内外に公表している（備付-68）。

FD・SD活動をはじめ、各委員会、学科・専攻、事務局各部署との連携を図りながら、個々の学生の動向を共有し学習成果の獲得が向上するように努めている。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 事務組織の責任体制が明確である。

- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) 防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。
- (7) SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 事務職員（専門的職員等を含む）は、SD 活動を通じて職務を充実させ、教育研究活動等の支援を図っている。
- (8) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (9) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>

事務局は、学務部、管理部、図書館、地域連携センター、健康センターで構成されており、学生の学習成果の獲得の向上を機能的・効果的に行えるよう、学務部、管理部の下に課が置かれ、部長、課長、主任を置き責任体制を明確にしている（備付-64）。

各職員は学校法人高松学園組織規程（備付-規程集6）に基づき職務を遂行し、SD 活動や外部研修、キャリアコンサルタント資格、進路アドバイザー検定、日商簿記検定などの研修や資格検定を通して、専門的な資質の向上を目指している。

事務職員の採用や配置については、本人の経歴や技能等を考慮して適切に行い、事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。

事務関係諸規程は、「学校法人高松学園組織規程」、「学校法人高松学園文書取扱規程」、「学校法人高松学園公印取扱規程」「学校法人高松学園稟議規程」（備付-規程集6～9）等、学校法人の規程として整備している。

事務局は教務課、財務・庶務課、広報課がワンフロアにあり、学生が出入りできるように学生課は別に配置している。また、地域連携センター、健康センター、図書館、寮事務室をそれぞれ配置している。各部署の情報機器や備品は学生支援に必要な物品を整備している。大学事務システムとファイルサーバーにより各部署間の情報共有を行っている。

防災対策としては、危機管理ガイドライン（備付-66）を整備し、自衛消防団組織表（備付-67）に従い、年1回全学生と教職員で防災訓練を行っている。学内の火災報知器や消火栓は点検と共に毎年試験運転を行っている。防災倉庫を平成29年に設置し、非常用飲料水、発電機、投光器、非常用放送設備、避難時点呼用の名簿等を保管している。また、飯田市、社会福祉法人慈光福祉会、飯田女子高等学校、慈光幼稚園とは「リスクマネジメント体制に関する覚書」（備付-3）を締結し、災害時等の連携体制について協議会を設けている。

情報セキュリティに関しては、インターネットとつながる広域のLANと個人情報を取り扱う内部のみの閉域LANをそれぞれ独立して敷設し、外部からの不正侵入やマルウェア被害に備えている。閉域LANの情報を外部とやり取りする場合は、特

定の端末でUSBメモリを介して行っている。USBメモリを利用する際は、セキュリティ対策の徹底や、個人情報の扱いに対する注意事項を把握させた上で使用を許可している。また、インターネット回線の使用に関しては、情報セキュリティ・個人情報保護に関する情報提供を行い、注意喚起をしている。

SD委員会は「飯田女子短期大学SD委員会規程」（備付-規程集37）に従い、教育課程及び学生支援を充実させるため、教職員の資質向上に関する事項、事務局の業務や学校運営の改善に関する諸活動を行っている（備付-17-⑥）。年度末に、キャンパスライフに対するアンケートを実施し、学生の学習成果、満足度・要望の把握、学習環境の整備・改善に役立っている（備付-29）。さらに教職員は、大学等の運営に必要な知識・技術を身に付け、能力・資質向上させるための研修の機会を設け、全学的な取り組みを行っている（備付-65）。令和元年度は教育研究活動及び学生支援を充実させるために、SD研修として「高等教育の就学支援新制度研修会」「歎異抄輪読会」「ファーストエイド研修会」を計画・実施した。このうち、「ファーストエイド研修会」については、新型コロナウイルス感染症の影響により実施には至らなかった。

事務職員は各部署で定期的にミーティングを実施し、業務活動の点検を行い、随時見直しと改善をしている。また、部課長会を定期的に行い、各部署との連携を図っている。半期に一度行われる事務職員会議において、各部署の業務内容や問題点の確認を行い、改善につなげている（備付-69）。

拡大教授会には各部署の課長以上が出席し、必要な情報を事務局全体でも共有できるようになっている。また、委員会には事務職員が配置され、教員組織との連携を図り、学生の学習成果の獲得が向上するよう努めている。

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

教職員の就業に関する規程は就業規則をはじめとする諸規程に定められている（備付-規程集43、49～51）。これらの規程は、関係法令の改正に対応し改定している。令和元年度は飯田女子短期大学裁量労働取扱規程（備付-規程集65）を新設し、教員には裁量労働制を導入した。また、長野労働局の指導により、「学校法人高松学園育児・介護休業規程」（備付-規程集51）と法律との整合性を確認し一部改定を行った。

その他就業関係の規程についても、随時規程の見直しと整備を進めている。

諸規程は飯田女子短期大学規程集にまとめられ、学科長、専攻主任、部課長に配布している。また、閲覧に関しては、学科・専攻、事務局で、教職員はいつでも閲覧できる状況にある。また規程に変更があった場合は、拡大教授会で配布・周知している。

教職員の就業は、就業規則に基づいており適正に管理している。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

適正な教員数並びに教員配置を考えていくとともに、教員は研究業績を増やす必要がある。また、FD活動を通して教育研究の幅を広げることで、教育者として学生への教育の質を低下させない取り組みが行えるよう研究時間の確保が必要である。

事務職員は、専任・非常勤問わず、学生や教員のサポートができるよう、研修や勉強会を通して、事務職員として必要な知識を身につける必要がある。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

<根拠資料>

備付資料 70 校地・校舎に関する図面、71 飯田女子短期大学図書館運用の手引
72 名糖乳業との覚書、73 学生災害対策マニュアル
74 学内LANの敷設状況

備付資料 - 規程集 89 学校法人高松学園経理規程(X-1)、90 学校法人高松学園固定資産及び物品管理規程(X-2)、113 飯田女子短期大学危機管理基本方針(XI-16)、114 飯田女子短期大学危機管理ガイドライン(XI-17)

[区分 基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

本学は約 66,000 m²の校地面積を有し、短期大学設置基準の規定を充足している。

敷地内には 23,000 m²の天然芝のグラウンドがあり、適切な面積の運動場を有している。校舎は設置基準上必要な面積の約 3 倍を有しており、規定を充足している。(備付-70)

校舎の入り口や渡り廊下にはスロープ、本館・介護棟には多目的トイレ、看護棟・地域響流館にはエレベーター、駐車場には障がい者優先ゾーンがそれぞれ配置され、障がい者に配慮している。

一般の講義室をはじめ、各学科・専攻の教育課程に基づいて授業を行う専用の演習

室、実験・実習室は、授業を行うために十分な広さと数を備えている。

本学では、通信による教育を行っていない。

各学科・専攻の教育課程に基づいて授業を行うための機器・備品は整備されており、必要に応じて、修理・補充等の対応をしている。

図書館は面積534㎡で、学生が自由に利用できる学習スペースを75席有し、インターネットの無線・有線接続ができる自習スペースとしても利用できるようになっている。

蔵書は授業概要等に記載された参考図書や、専攻の学習に必要な関連図書を中心に77,898冊を有し、雑誌は1,249種、DVD等の映像資料が1,156件所蔵されている（令和2年3月末現在）。図書の選定及び廃棄については、飯田女子短期大学図書館運用の手引（内規）に従い適切に運用されている（備付-71）。購入する図書の選定については、授業概要の参考書欄を基にして図書館員が選定すると共に、各学科・専攻の図書・学術委員を通して各教員に購入図書を推薦してもらうというシステムをとっている。また、図書購入希望届を図書館カウンターに置き、学生及び教職員の希望を購入する図書の選定に反映するというシステムをとっている。図書の廃棄システムは、蔵書の版が古くなったもの、重複したもの、劣化したもの等について定期的に廃棄している。廃棄については、図書館員が該当図書を選定した後、図書・学術委員会でそれぞれについて廃棄がふさわしいかどうかについて討議し、決定している。図書館では、授業や学習の参考図書、関連図書を整備している。幼児教育に必要な絵本・紙芝居・楽譜のコーナーを設け、介護福祉士・看護師・保健師・助産師の国家試験及び公務員試験対策用の参考書・問題集を充実させ、貸出も可能としている。

体育館は808㎡の面積を有し、授業だけでなく、クラブ活動等にも使用され、外部団体にも貸し出している。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

施設設備の維持管理を適切に行うために、「学校法人高松学園経理規程」、「学校法人高松学園固定資産及び物品管理規程」（備付-規程集 89、90）を整備している。

固定資産と消耗品の扱いについては、「学校法人高松学園固定資産及び物品管理規程」に定めており、施設設備、物品の維持管理はこれに基づいて管理している。

火災・防災・防犯等の危機管理については、「飯田女子短期大学危機管理基本方針」

「飯田女子短期大学危機管理ガイドライン」(備付-規程集 113、114)を整備している。

毎年、防災訓練を実施し、学生・教職員の危機管理意識の徹底を図っている。令和元年度は、飯田市の危機管理室の協力を得て、震度5強の地震を想定した避難及び救助の訓練を実施した。防災のための施設・設備の点検も定期的に行っている。校舎の耐震工事は、平成27年度に完了した。不審者等外部からの侵入に備えるための防犯カメラ、災害時の備蓄を目的とした防災倉庫が設置された。防災倉庫には、災害時の人員確認用の書類、文房具、拡声器、担架、非常用飲料水、発電機、投光器、非常用放送設備等の備品を備え、随時点検を行っている。また、非常用飲料水の管理は、関連業者が使用期限前に交換を行う契約となっている(備付-72)。学生には携帯用の「学生用災害対策マニュアル」(備付-73)を作成し、有事に備えている。

学内で使用するパソコンについては、すべてセキュリティソフトウェアを入れ、教職員に対しても、セキュリティや個人情報の取り扱いに関するガイダンスを随時行っている。インターネットに接続できるネットワークは学生用、教員用、図書館用、事務用とセグメントを分離し、インターネットに接続しない個人情報管理用回線は別回線としセキュリティを確保している(備付-74)。

省資源対策としては、水道蛇口には節水器具を取り付け、電力はデマンドシステムで電力消費量を監視し、ピークカット等使用電力量の節約をしている。また、照明器具の老朽化や故障した場合は、LED照明等、省電力のものに順次切り替えるなどの対策を行っている。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

本学の校舎は、耐震工事を終えているが、老朽化してきているため、今後、建物に関して計画的に順次更新・修繕をする必要がある。

教育環境を充実させるため、インターネット環境を含めた機器備品を整備し、省エネルギー・省資源対策として、会議資料等の電子化を検討する必要がある。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

備付資料 74 学内LANの敷設状況 75 飯田女子短期大学ネットワーク完成図面
76 パソコン教室レイアウト図

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内LANを整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1の現状>

本学の技術的資源については、各学科・専攻の教育課程編成・実施の方針（CP）に基づき、管理部が担当教員と連携を図りながら、専門業者の助言を得て、機器・施設の整備、技術的サービス、専門的な支援の向上と充実を図っている。

情報技術向上のため、学生は基礎教養科目「情報処理」や各学科・専攻の専門科目で学習成果を獲得させるためのトレーニングが行われている。

家政専攻では「ビジネス情報処理」で事務職への就職希望者に対応してリテラシーの向上をめざし、食物栄養専攻では「栄養情報処理」で栄養士の現場での対応力向上を図っている。

教職員に対しては、個人情報への扱いや情報セキュリティなどの注意喚起、情報技術の向上に関するトレーニングや助言などを、担当部署がサービスを提供している。

情報機器等の維持管理に関しては、機器の更新もハード・ソフトの両面で技術的に遅れが生じないように計画的に点検・更新を行い、適切な状態を保持している。

技術的資源の分配については、管理部が教員や事務職員からのニーズをくみ取り、各学科の教育課程の編成や実施の方針に基づき、毎年見直しを行っている。

教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針（C P）に基づいて効率的かつ十分に授業ができるよう、学内のコンピュータを整備しており、教職員には学校運営に活用できるよう一人1台パソコンを割り当てている。

学生にはパソコン教室と図書館のパソコンを開放し、学内LANの使用も許可しているため、インターネットを通じて学習に必要な情報を入手できるようになっている。また、本館学生ロビー、図書館、看護棟、学生寮食堂とロビーには無線LANを整備しており、パソコンや携帯端末からインターネットに接続できるようになっている。また、収容人数が比較的多い教室にも学内LANが整備してあり、授業での活用や学生の学習支援のために活用されている（備付-74、75）。

教職員は、新しい技術や情報を取り入れるよう、書籍やインターネット等から情報収集に心がけており、情報技術などを活用して効果的な授業を行うことができる。

パソコン教室は2教室あり、80台が配備されている（備付-76）。維持・整備は専門業者に保守を委託している。第1パソコン教室はマルチメディア教室としても対応できるよう、各学生端末横への教材提示モニター設置、ビデオ上映、画像資料投影にも対応している。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

教職員及び学生の専門的な知識や技術的なサポートは十分とは言えない。今後、教職員の技術研修の充実や学生への授業外での技術的支援の充実が必要である。教育課程に変更があると、その都度ハードウェアやソフトウェアの配分を検討しているが、長期的な視点に基づく整備計画も必要である。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

<根拠資料>

- 提出資料 15 資金収支計算書・資金収支内訳表
17 事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表、18 貸借対照表
- 備付資料 33 進路一覧表等（平成29年度～令和元年度）
77 月次試算表・収支月報
- 備付資料 - 規程集 89 学校法人高松学園経理規程(X-1)、90 学校法人高松学園固定資産及び物品管理規程(X-2)、91 学校法人高松学園会計帳簿処理規定(X-3)、92 学校法人高松学園金銭出納規程(X-3)、94 学校法人高松学園資金運用規程(X-6)

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
- ① 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
- ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。

- ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

学校法人の資金収支及び事業活動収支は、過去3年間を見ると、平成29年度は収入超過であったが、ここ2年支出超過となっている。短期大学の資金収支及び事業活動収支を見た場合、この3年間、赤字基調が続いている（提出-15、17）。

その主な原因として、直近10年の学生数について平成25年度をピークに下降しており、学生生徒納付金が減少している反面、人件費の抑制が納付金の減少に追い付いていない点あげられる。

令和元年度、貸借対照表からみる流動比率は184.1%と負債に備える資金が蓄積されている。運用資産余裕比率は、平成29年度0.64、平成30年度0.69、令和元年度0.72と上昇基調であり、学園の存続を可能とする財政を維持している（提出-18）。

本学の財政と学校法人全体の財政の関係は、短期大学の支出超過が法人全体へ影響を与えている状況であり短期大学の財政の改善が必要である。

資産の運用に関しては、「学校法人高松学園資金運用規程」（備付-規程集94）が整備されて規程に沿って堅実な運用を行っている。今後も規程に即して安全性を第一に運用を行っていく。

事業活動収入に占める教育研究経費比率であるが、平成29年度25.5%、平成30年度25.5%、令和元年度24.6%、といずれも20%超を維持しており、教育研究経費の水準は適切である。

教育研究用の施設設備及び学習資源についての資金配分は、図書の購入、教室の空調、LED化を含めた照明、教室・実習室の機器備品、什器等の整備を適切に行った。

公認会計士による会計監査は年間計画に基づき行われ、監査意見に対しては適切に対応を行っている。

寄付金に関しては、後援会からのものがある。今後はより広範に寄付金が集められるよう検討をしている。なお、学校債の発行は行っていない。

令和元年度の入学定員充足率は、家政学科78%、幼児教育学科は63%、看護学科は93%、本科全体では77%であった（平成29年度84%、平成30年度78%）。

令和元年度の収容定員充足率は、家政学科が78%、幼児教育学科が67%、看護学科は98%となっている。本科全体では81%（平成29年度83%、平成30年度84%）と80%を維持しているが収容定員充足率は十分とはいえ、各学科の入学定員の見直しや共学化、社会人学生の受入など中長期計画に沿って検討が続けられている。本科の収容定員充足率が約8割でも、事業活動収支差額では、わずかに赤字の財務体質であり、今後さらに進む18歳人口の低下や大学全入時代、四年制大学志向の風潮に対して備える体制づくりの検討を続けている。

事業計画や予算は学校法人高松学園の中長期計画に基づき関係部門の意向を集約して立案し、年度が始まる前の3月の理事会・評議員会に諮って承認されており、適切な時期に決定している。

事業計画及び予算案審議の3月の理事会・評議員会には各学校の長及び事務長が出席しており、評議員会の諮問を受け、理事会の審議決定を経る過程に立ち会い、速やか

に關係部門に指示する体制が整っている。

各学校では予算計画に沿って、各校の長及び事務長の決裁を受け適正に執行されている。

日常的な出納業務は、学校法人会計基準及び「学校法人高松学園経理規程」「学校法人高松学園会計帳簿処理規程」「学校法人高松学園金銭出納規程」(備付-規程集 89、91、92)によって適切かつ円滑に実施し、経理責任者より理事長に報告している。

資産及び資金(有価証券を含む)の管理と運用は、「学校法人高松学園固定資産及び物品管理規程」(備付-規程集 90)及び「学校法人高松学園資金運用規程」に基づき、固定資産管理簿、資金出納管理システム、支出証拠書等により、安全かつ適正に管理している。

月次試算表は毎月の会計処理終了後に作成し経理責任者より理事長に報告している(備付-77)。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営(改善)計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費(人件費、施設設備費)のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

[注意]

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分(法人全体)平成27年度～」のB1～D3に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

中長期計画において、学園が目指すべき将来像は以下の通り示されている。

(1) 「建学の精神」の具現化

「建学の精神」に基づき、私たちは周りの願いによって生かされていることに気づ

き、それに応えようとする存在であり続ける。

(2) 地域社会に広く貢献できる人材の育成

社会に貢献できる人材(周りのために何が出来るかを常に考えて行動する人間)を恒久的に地域に送り出す。

(3) 新しい時代にふさわしい教育の追求

いつの時代にも変わらない心の教育を大切にしながら、時代の変化に対応した教育を実践する。

本学は健康・福祉・教育・医療の分野において、地域になくてはならない専門職者の育成を行っており、将来さらに進む少子高齢社会において、地域で必要とされる専門職者を輩出し続けるという使命は明確であり、その責務は重大である。

本学の強みは、教育・医療・福祉等の社会のニーズや時代の要請に合った学科で構成され、国家資格を中心として学生個々が将来設計に有効な資格が取得可能なことである。本学で学んだ知識・技術は子どもから高齢者まで全世代を支えることができ、いわゆる“地域ケア”が可能な卒業生を地域社会に輩出できている。また、地域に強く根付いた学校であるため、実習先の施設や病院は地元で十分な数が確保できしており、多くの卒業生の就職にもつながっている。本学のこの3年間の就職率は、平成29年度100%、平成30年度99.5%、令和元年度99.0%と高水準を維持しており、これも地域からのニーズに応えられているという結果である(備付-33)。教育体制としては、教職員の団結の強さがあげられる。また、専任教員数が多くS T比が高いため、小さな大学の強みである学生一人一人に目が届いた教育が連携して行われている。学園内の協力体制があることも強みであり、姉妹校からの信頼を得て、2校の高校からは多くの生徒が入学している。また、姉妹園には100年の歴史ある幼稚園があり、実績に裏付けられた手厚い実習指導等の教育を受けることができる。さらに、恵まれた周囲の環境を生かし“やまほいく”など自然豊かな保育・幼児教育の修学が深められている。

弱みとしては、四年制大学志向が強くなっていることに加え、18歳人口が減少しており、女子短期大学という点からも定員充足率は減少し、財政内容は赤字基調が続き、法人全体に支えられている点である。知識・技術・取得可能な資格は地域のニーズにマッチしているが、地元高校生が減少しているため、入学者数が減少している。また、交通アクセスが悪く、県外などより広い地域から学生を集められないのが弱みである。

学生募集は、学生募集委員会が中心になり対策を検討している。また、広報課の人員を増やし、高校訪問やガイダンスへの対応を強化した。学納金計画としては、人件費をカバーできる財務体質まで改善するよう努力を続けている。また、学費の改定を据え置いてきたが、令和2年度より改定を行い学生1人あたりの単価水準を上げる策をとった。

人事については、これまで退職者が出ると相応の補充あるいは増強をしてきたが、現在は、年齢構成や、人数のバランスを考慮しながら採用計画を立てて対応している。

施設設備に関しては、開学当時からの建物の更新など見据えて、施設設備拡充引当特定資産が積み立てられており、学園内の主な施設の更新、耐震化は終了した。現在は、本学の施設の更新となる第2期計画へ向けての準備段階となっている。

外部資金の獲得は、補助金関連事業推進プロジェクトから情報が広く教職員に伝えられ、応募可能なものへの取り組みが行われている。遊休資産の処分も始まっており、蓼科「山の家」研修寮は売却対象となっている。

家政・幼児教育学科の定員充足率を見ると厳しい状況が続いており、特に幼児教育学科の定員充足率は低く大きな課題となっている。それに反して人件費比率は短期大学法人の全国平均値と比較して高く、経費のバランスがとれていないのが現状である。

財務情報は本学Webサイトなどで広く公開しており、経営状態については全教職員で認識しており危機意識を共有している。そのため学生募集活動については、全教職員での取り組みが積極的に行われている。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

財務内容の赤字基調からの脱出が一番の課題である。人件費比率が短期大学法人の全国平均値より高く、人件費のバランスがとれていない状況である。

学生数確保へ向けて、学生募集の改革・教育の質の向上・退学者の抑制等が課題となっており、特に幼児教育学科の定員充足率が低く大きな課題となっているため定員数の見直しも必要である。また、外部資金の獲得、寄付金の募集など、収入を増やすための策を講じる必要もある。

本学は、地域に健康・福祉・教育分野の専門職者を輩出し続けるという使命を明確に持っており、中長期計画に従い、少子化の時代を乗り切るための改革実行を着実にやっていく必要がある。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

特になし

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

人事計画に基づいて教員を採用したため年齢バランスはとれている。しかし、募集の際には将来の人事計画を考えているが、なかなか人材が集まらない現状である。そのため、新たに若い教員の採用が難しく平均年齢が上がり、職位のバランスも崩れてきている。持ちコマ数に関しては、職位に応じて配慮をしているが、専門領域によっては持ちコマ数への配慮は難しい現状がある。

F D委員会を中心に教育研究活動を啓発しているが、全体数からみると期待した成果があがっているとは言い難い。研究活動の成果は、リポジトリの公開を行うことで、内外に広く発信を行っている。

留学、国際会議出席等については、希望者の申し出がなかったため規程の検討には及んでいない。

講義室には、順次プレゼンテーションソフトや、諸メディアの整備を行っており、教員の要望に応じて授業に支障でないように設置している。

労働管理は、現在も適正に行っている。懲戒等に関わる規程は整備し見直しを行い、監査に関わる規程は整備した。

中長期計画は策定され、それに基づき学生数の安定確保に向け、教職員の認識の一致を図っている。しかし、収容定員数 80%に相応した健全な財務体質はできておらず改善に至っていない。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

研究活動ができる環境整備のために、持ちコマ数の見直しや、裁量労働制を利用して弾力的な研究時間の確保ができるように学科・専攻での調整を行い、単年度での研究だけでなく、計画的に複数年にわたって研究ができるように検討・整備をしていく。

事務職員は、S D委員会での活動のほか、各課に必要な能力を身につけられるように部課長会が中心となり、職務に応じた勉強会を実施していく。

建物に関しては、学園全体がかかわるため優先順位を設定し、中長期計画に沿った建物の更新・改修が行えるよう理事会、運営会議等で検討していく。

教育環境の充実及び資源対策として、各種書類の電子化や、機器備品の更新を順次行えるように計画を立て順次実施していく。

現在、情報技術の専任職員等の配置を行っていないため、教職員・学生サポート等ができるように人事計画を立てる。また必要に応じて、外部からの技術講習を計画し、長期休暇等を利用して実施する。

財務内容の赤字基調から脱出するため、人件費について昇給の基準・賞与等の見直しを行う。また、定員充足率が低い幼児教育学科については、定員数の見直しを行う。

学生数の確保に向けては、共学化を視野に入れた改革や教育の質の向上、退学者を減らすための方策を重点的に実施できるように検討していく。また、外部資金獲得のため、寄付金の募集や、一般補助獲得へ向けて学内での整備をしていく。

本学の使命を果たしていくために、学内改革実施に向けて、中長期計画の見直しを必要に応じて行いながら進めていく。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

＜根拠資料＞

提出資料 23 学校法人高松学園寄附行為

備付資料 80 理事会議事録（平成 29 年度～令和元年度）

備付資料-規程集 2 寄附行為施行細則（Ⅰ-2）、3 常任理事会規程（Ⅰ-3）、4 監事
監査規程（Ⅰ-4）

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員を選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

＜区分 基準Ⅳ-A-1 の現状＞

理事長は、建学の精神の根底である親鸞聖人を祖とする浄土真宗善勝寺住職であり、その教えに精通しており、学園の教育理念・目的を明確に理解しており学園の発展に尽力している。

理事長は、短期大学の学長も兼務しており、理事会と教授会の双方の運営を適切に行っている。また、学園にある高校の校長や幼稚園の園長との連携をとりながら学校法人の代表としてその業務を総理している。

理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告しその意見を求めている。

理事会は学校法人高松学園寄附行為（提出-23）第 15 条第 2 項に基づき、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。

理事長は、学校法人高松学園寄附行為第 15 条第 3 項の規定に基づいて理事会を招集開催し第 15 条第 4 項の規定に基づいて議長を務め、学校法人の意志決定機関として適切に運営している。

理事会には、学務部長（教務）を兼務する副学長と認証評価評価員を兼務する法人事務局長が理事として就任しているため、認証評価に対する情報等を理事会において提供し共有する体制を有し、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。

短期大学において、学長及び副学長は、全国私立短期大学協会、中部地区私立短期大学協会及び真宗大谷派学校連合会等の会合に出席し、学外の情報を収集している。また、副学長が学務部長を兼務し、教学を含めた学内の情報を得ることで、理事会として学内外の必要な情報を収集している。

理事会は短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。令和元年度は、私立学校法の一部改正を受け、寄附行為の変更を審議する過程において、理事個人の責任についても認識を深めた。

理事会は、学校法人高松学園規程集、学校法人高松学園飯田女子短期大学規程集を作成し、学校法人及び短期大学運営に必要な規程を整備している。

理事は、私立学校法第 38 条の規定及び学校法人高松学園寄附行為の規定に基づいて選任され、真宗門徒の外部理事と学内理事で構成されており、建学の精神を理解し、健全な経営について学識及び識見を有している。

学校教育法第 9 条（校長及び教員の欠格事由）の規定は寄附行為第 13 条に準用されている。

令和元年度に開催した理事会は、次の通りである。（備付-80）

理事会		
回数	議案等	開催日
第 1 回	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度事業報告及び決算案報告について ・学校法人高松学園役員の選任について ・学校法人高松学園監事監査規程の新設について ・学校法人高松学園監査員規程の新設について ・運用資金引当特定資産の取り崩しについて ・飯田女子短期大学の学則変更について ・飯田女子高等学校及び伊那西高等学校の学則変更について 	元年 5 月 31 日

<p>第2回</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・私立学校法の一部改正に係わる寄附行為変更について ・伊那西高等学校の募集定員について ・就業規則の変更について ・育児・介護休業規程の一部改定について ・母性健康管理規程の新設について ・飯田女子高等学校及び伊那西高等学校の授業料改定について ・飯田女子高等学校及び伊那西高等学校の学則変更について ・飯田女子短期大学長期履修学生規程及び科目等履修生規程の変更について 	<p>元年 12 月 13 日</p>
<p>第3回</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度事業計画及び予算計画について ・学校法人高松学園人事異動について ・任期満了に伴う評議員の選任について ・飯田女子短期大学幼児教育学科入学定員の変更について ・役員損害賠償責任保険について 	<p>2年 3月 12日</p>

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの課題>

5年間の中長期計画が策定された。今後は、中長期計画に沿った学園運営が実施できるよう、理事長は理事会で明確なビジョンを示したうえで活発な議論を行い、リーダーシップをより一層発揮することが必要である。

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

特になし

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

<根拠資料>

備付資料 82 教員個人調書(学長)、84 専任教授会議事録(過去3年間)

85 運営会議議事録(過去1年間)、89 2019年度 拡大教授会議事録

備付資料-規程集 11 飯田女子短期大学学則第41条(Ⅲ-1)、12 飯田女子短期大学教授会規程(Ⅲ-2)、13 飯田女子短期大学学長が教授会に要請する事項について(Ⅲ-3)、28 飯田女子短期大学学生懲戒処分規程(Ⅲ-18)、42 学校法人高松学園学長・校長・園長候補者選任規程(Ⅳ-1)

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒(退学、停学及び訓告の処分)の手続を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
 - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
 - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
 - ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
 - ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<区分 基準Ⅳ-B-1 の現状>

学長は、教授会で審議された議案や教授会の意見を聞いた上で、最終的な決定を、責任をもって判断している。

学長は、高等学校の校長を経験し、その豊富な知見を高等教育においても有効に用い、また、真宗大谷派善勝寺住職でもあり、本学の浄土真宗の教えに基づいた建学の精神にも知見を有し、人格は高潔で、学識に優れ大学運営に関し識見を有している（備付-82）。

学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、自らも建学の精神につながる『美しく生きる』の授業科目を全学科の学生に教授するなど、短期大学の向上・充実に向けて努力している。

学生に対する懲戒の手続きは、「飯田女子短期大学学則第 41 条」（備付-規程集 11）及び「飯田女子短期大学学生懲戒処分規程」（備付-規程集 28）において、その手続きを定めている。

学長は、「学校法人高松学園学長・校長・園長候補者選任規程」（備付-規程集 42）に基づいて選任され、教学運営の職務遂行に努めるとともに、教授会及び運営会議に出席し（備付-84、85）、必要に応じて、学科及び当該部署責任者より報告を受け、校務の運営状況を把握し、課題等に対処するなど、校務をつかさどり、所属職員を統督している。

平成 27 年 4 月には私立学校法改正に伴う教授会規程の改正を行い審議機関としての位置づけを明確にするとともに、「飯田女子短期大学学長が教授会に要請する審議事項について」（備付-規程集 13）を制定し、教授会で周知した。教授会は拡大教授会と専任教授会に分けて、「飯田女子短期大学学則」及び「飯田女子短期大学教授会規程」（備付-規程集 12）に基づいて開催され、事前に協議事項を周知した上で会議を開催し、教育研究上の審議機関として適正に運営されている。

教授会は、教育研究に関する重要事項の審議のほか、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与についても審議され、その意見を聞いた上で、学長が最終的な決定をしている。

令和元年度に開催した教授会は、次の通りである（備付-89）。

教授会			
回数	出席人数	審議事項、報告事項等	開催日
第 1 回 (拡大)	教授:14 准教授 他:38 職員:7	1. 人事異動について 2. 学務分掌 報告事項 ①運営会議、②法人本部、③管理部・財務庶務課、 ④FD委員会・教務課、⑤学生委員会・学生課、 ⑥学生募集委員会・広報課、⑦自己点検・評価委員会、 ⑧図書・学術委員会、⑨健康センター、 ⑩生涯学習センター、⑪ハラスメント防止委員会	31 年 4 月 2 日

第2回 (拡大)	教授:13 准教授 他:36 職員:7	協議事項 1. 2020年度指定校推薦枠について 報告事項 ①管理部、②教務課、③学生課、④広報課、 ⑤松尾寮	元年5月8日
第3回 (拡大)	教授:13 准教授 他:39 職員:6	協議事項 1. 指定校推薦枠の追加について 報告事項 ①管理部・財務庶務課、②教務課、③学生課、 ④学生募集委員会・広報課、⑤生涯学習センター	元年6月5日
第4回 (拡大)	教授:15 准教授 他:39 職員:6	報告事項 ①管理部・財務庶務課、②教務課、 ③学生募集委員会	元年7月3日
第5回 (拡大)	教授:11 准教授 他:36 職員:7	報告事項 ①管理部、②教務課、③学生募集委員会・広報課、 ④学生課	元年8月1日
第6回 (専任)	教授:11 職員:3	協議事項 1. 令和元年度 学術研究助成について	元年8月1日
第7回 (拡大)	教授:13 准教授 他:29 職員:6	報告事項 ①管理部・財務庶務課、②教務課、③学生募集 委員会・広報課、④生涯学習センター、⑤看護 学科	元年9月4日
第8回 (拡大)	教授:14 准教授 他:35 職員:6	協議事項 1. 生涯学習センターの名称変更について 2. 学則の変更について ・長期履修学生規程 ・科目等履修生規程 ・学費規程 報告事項 ①財務庶務課、②教務課、③学生委員会・学生 課、④学生募集委員会・広報課、⑤健康センタ ー、⑥松尾寮、⑦学生会	元年10月9日
第9回 (拡大)	教授:15 准教授 他:36 職員:7	報告事項 ①全学集会プロジェクト、②図書・学術委員 会、 ③SD委員会、④財務庶務課、 ⑤FD委員会・教務課、⑥学生課、⑦広報課、 ⑧健康センター	元年11月6日
第10回 (拡大)	教授:15 准教授 他:39 職員:7	報告事項 ①SD委員会、②管理部・財務庶務課、③教務 課、④学生課、⑤学生募集委員会・広報課、 ⑥地域連携センター、⑦健康センター	元年12月11日

第11回 (拡大)	教授:14 准教授 他:37 職員:7	報告事項 ①FD委員会、②管理部・財務庶務課、③教務課、④学生課	2年1月8日
第12回 (専任)	教授:12	協議事項 1. 令和2年度人事 ①昇任、②新規採用	2年1月22日
第13回 (拡大)	教授:15 准教授 他:36 職員:7	協議事項 1. 外国人留学生規程について 報告事項 ①障害学生委員会、②SD委員会、 ③管理部・財務庶務課、④教務課、⑤学生課、 ⑥学生募集委員会・広報課、⑦健康センター、 ⑧松尾寮	2年2月12日
第14回 (拡大)	教授:13 准教授 他:30 職員:7	協議事項 1. 2019年度卒業生・修了生の認定について 報告事項 ①運営会議、②管理部・財務庶務課、 ③教務委員会・教務課、④学生課、 ⑤学生募集委員会・広報課、 ⑥健康センター、⑦地域連携センター	2年3月2日

併設する大学がないため、合同で審議する規程は定めていない。

教授会議事録は学長が指名した者が作成し、教務課で適正に保管されている。

飯田女子短期大学の三つの方針については適宜見直しを行い、その都度教授会に諮られ、学習成果についても、学位授与・資格取得の状況等により認識を共有している。

飯田女子短期大学教授会規程により、教授会の下には教務委員会・学生委員会など教育効果向上の委員会や、学長直轄の委員会などが設置されている。それぞれの委員会は教職員が学務分掌で委嘱され、各委員会規程によって適切に運営されている。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの課題>

学長はリーダーシップを発揮して職務を遂行しているが、ここ数年入学者数が減少し、厳しい状況である。今後はさらにリーダーシップを発揮して、中長期計画に沿った改革と運営を進めていくことが急務である。また、学内で意思疎通を図り、全教職員一丸となって取り組める環境を作り上げる必要がある。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]

<根拠資料>

提出資料 23 学校法人高松学園寄附行為

備付資料 86 監査計画書・監査報告書（過去3年間）、87 監事特別監査議事録
88 評議員会議事録（過去3年間）

備付資料-規程集 4 学校法人高松学園監事監査規程（Ⅰ-4）

[区分 基準Ⅳ-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準Ⅳ-C-1 の現状>

監事は、「学校法人高松学園監事監査規程」（備付-規程集4）及び監査計画書（備付-86）に基づいて、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。監事は、公認会計士の監査に立ち会い財産の監査及び公認会計士との情報交換を行って監査状況や学校法人会計の最新情報などについて情報共有し、文部科学省主催の監事研修会に毎回参加し監事業務に対する認識を深めている。業務監査は、重点監査事項として「自己点検評価・認証評価への取組状況・指摘事項の改善状況」及び「学内規程の整備・運用状況」について行った（備付-87）。

監事は、理事会や評議員会に毎回出席して学校運営の業務遂行状況（事業計画に基づく運営、日常の運営状況など）を監査しており、また学校法人の業務及び財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出し、学校法人の業務又は財産の状況について意見表明をしている。

[区分 基準Ⅳ-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準Ⅳ-C-2 の現状>

評議員定数は、学校法人高松学園寄附行為第19条（提出-23）で18人以上25人以上と定められ、現在19人が在任しており、私立学校法第41条による、理事の定数（本

学園は9人)の2倍を超える評議員で構成されている。

評議員会及び評議員に係る寄附行為の規程は私立学校法に準拠しており、評議員会は私立学校法の規定に従い運営されている。

令和元年度に開催した評議員会は、次の通りである(備付-88)。

評議員会		
回数	諮問・議案等	開催日
第1回	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度事業報告及び決算報告について 学校法人高松学園役員の選任について 学校法人高松学園監事監査規程の新設について 学校法人高松学園監査員規程の新設について 運用資金引当特定資産の取り崩しについて 	元年5月31日
第2回	<ul style="list-style-type: none"> 私立学校法の一部改正に係わる寄附行為変更について 私立学校法の一部改正による役員報酬に係わる規程について 	元年12月13日
第3回	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度事業計画及び予算計画について 学校法人高松学園人事異動について 任期満了に伴う評議員の選任について 飯田女子短期大学幼児教育学科の入学定員の変更について 役員損害賠償責任保険について 	2年3月12日

[区分 基準IV-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法の規定に基づき、財務情報を公開している。

<区分 基準IV-C-3の現状>

教育情報は、学校教育法施行規則第172条の2の規定に基づき、飯田女子短期大学Webサイト、学生便覧、授業概要等で公表している。

財務情報は、私立学校法第47条の規定に基づき、事務局に備え置き閲覧に供するとともに、飯田女子短期大学Webサイトでも公開している。

主な公表内容は、次の通りである。

区分	項目	内容
学校法人の概要	法人・設置学校に関する事項	
教育研究上の基礎的な情報	学部、学科ごとの名称及び教育研究上の目的	3学科案内、教育基本方針(3つのポリシー)
	専任教員数	教職員数
	校地・校舎等の施設その他の学生の教育研究環境	キャンパスマップ(施設・設備)、キャンパスの概要、アクセス
	授業料、入学料その他の大学等が徴収する費用	学納金

修学上の情報等	教員組織、各教員が有する学位及び業績	教員一覧
	入学者に関する受入方針、入学者数、収容定員、在学者数、卒業（修了）者数、進学者数、就職者数	教育基本方針（3つのポリシー）、設置学科・入学定員・学生数の状況、卒業者数・進学者数・就職者数、主な就職先、進学・留学情報
	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画（シラバス又は年間授業計画の概要）	シラバス
	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準（必修・選択・自由科目別の必要単位修得数及び取得可能学位）	学則、卒業要件単位一覧表
	学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援	奨学金制度、就職情報、心身の健康等相談窓口
	教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報	シラバス、カリキュラムマップ
財務情報	事業報告書、資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、財産目録、監査報告書、決算概要	
自己点検・評価報告書	自己点検・評価報告書	
上記以外の情報の公表	教育条件	教員一人当たりの学生数、収容定員充足率、年齢別教員数、職階別教員数
	教育内容	専任教員と非常勤教員の比率、学位授与数または授与率、就職先の状況
	学生の状況	入学者推移、退学・除籍者数、社会人学生数、留学生及び海外派遣学生数
	社会貢献等の概要	社会貢献活動、大学間連携、産学官連携
	財務情報	財務状況の全般的説明、経年推移、グラフや図表他説明資料
	成績評価について	成績の評価、評点、評価内容の基準等
	学修成果	学位取得状況、
	就職等進路にかかる実績	卒業者・進学者・就職者数

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>

監事監査について、規程作成、監査員の配置などの整備を行ったが、私立学校法の一部改正により監事監査の強化が求められており、監事監査規程、監査計画に従って監事監査を進めていく必要がある。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項>

特になし

<基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

学園の中長期計画は2019年から2023年までの5年間のものが策定された。

予算執行管理体制のため、月次試算表を作成し執行管理の体制を整えた。

監事の監査については、監事監査規程及び監査員規程の整備を行い、監事監査の体制強化を図った。また、毎年度、監査計画を作成し、業務、財産、会計の監査を適切に実施している。内部監査については、学園の規模から内部監査室の設置は難しいため、監査員規程により監査員を設け、監事監査の補助的役割とともに、各部門の内部監査的な役割を担うこととした。

理事の職務分掌として、財務担当理事を決め責任の明確化を図った。

常勤の理事による常任理事会及び学長、校長、園長、事務長等による学園運営会議を設置し、各学校の運営方針や課題を確認するなど、理事会の補完的役割を果たす体制を整備した。

組織体制として新たに副学長を設け運営会議に加わり、継続的に学校運営をしている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

本学の使命は、地域に貢献する人材を育成することであり、地域からの期待も大きいため、地域の要望や要請にこたえること、また、本学から積極的にかかわることで、地域・関係各所とよりよい関係を更に一層深く築いていく。

学内においては、学長がリーダーシップをとって、組織間の円滑な意思疎通を図れる環境を整え、学校行事や会議など折に触れ教職員とコミュニケーションをとりながら一丸となり、運営を進めていく。

理事長が学長を兼務していることで、短大の意見が直接理事会につながる利点を生かして、中長期計画に沿った短大の事業運営の活性化を図る。